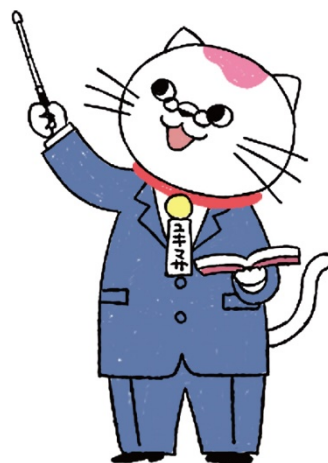


行政書士のための

犯罪収益移転防止法

取引時確認等ハンドブック



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

令和6年4月1日施行 改正犯罪収益移転防止法 対応版



日本行政書士会連合会

目次

1. 犯罪収益移転防止法とは	1
2. 犯罪収益移転防止法の主な改正	2
-TOPIC-	
令和4年12月改正犯罪収益移転防止法の施行により士業者との取引に関する制度が 変わりました	3
3. 特定事業者と義務	4
4. 特定業務と特定取引等	5
5. 取引時確認	10
6. 本人特定事項の確認	12
7. 取引を行う目的の確認、職業・事業の内容の確認	21
8. 実質的支配者の確認	22
9. 資産及び収入の状況の確認	24
10. 既に取り時確認をしたことのある顧客等との取引	25
11. 令和4年12月改正犯罪収益移転防止法の施行前に確認をしたことのある顧客等 との取引	26
12. 確認記録の作成・保存	27
13. 取引記録等の作成・保存	37
14. 疑わしい取引の届出	38
法令集	
(犯罪による収益の移転防止に関する法律・施行令・施行規則抜粋)	
	64

引用文献

- 犯罪収益移転防止法の概要（令和6年4月1日時点）
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課
- 令和6年4月1日施行 改正犯罪収益移転防止法（リーフレット）
警察庁、金融庁、総務省、法務省、国税庁
- 平成30年改正犯罪収益移転防止法施行規則（平成30年11月30日公布）に関する資料
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課
- 犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法の概要
金融庁
- 疑わしい取引の届出方法（令和5年8月）
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課
- 行政書士及び行政書士法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン
総務省
- 「令和4年犯罪収益移転防止法改正に伴う「疑わしい取引」の届出があった場合の都道府県知事の通知について」説明会資料
総務省
- 犯罪収益移転防止制度研究会編著「全訂版逐条解説犯罪収益移転防止法」（東京法令、2023）
- 中崎隆「詳説犯罪収益移転防止法第3版」（九段金融・IT研究所、2023）

凡例

本ハンドブックにおける法令名等の略称

- 「法」「犯罪収益移転防止法」：犯罪による収益の移転防止に関する法律
- 「犯罪収益移転防止法施行令」：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令
- 「犯罪収益移転防止法施行規則」：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則
- 「令和4年12月改正犯罪収益移転防止法」：「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第97号）による犯罪収益移転防止法の一部改正
- 「組織的犯罪処罰法」：組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
- 「麻薬特例法」：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

1. 犯罪収益移転防止法とは

犯罪収益移転防止法は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、犯罪による収益が移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪による収益の移転がその剥奪や被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転の防止を図り、国民生活の安全と平穩を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定されたものです。

■犯罪による収益

組織的犯罪処罰法第2条第4項に規定する犯罪収益等又は麻薬特例法第2条第5項に規定する薬物犯罪収益等をいいます（法第2条第1項）。

① 組織的犯罪処罰法第2条第4項に規定する「犯罪収益等」とは同法にいう「犯罪収益」、「犯罪収益に由来する財産」又は「これらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産」をいいます。

そして、「犯罪収益」とは、財産上の不当な利益を得る目的で犯した組織的殺人罪等の一定の罪の犯罪行為より生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産若しくは当該犯罪行為の報酬として得た財産又は覚せい剤取締法違反の罪等の一定の犯罪行為に要するものとして情を知って提供された資金等をいい、「犯罪収益に由来する財産」とは、「犯罪収益の果実として得た財産」、「犯罪収益の対価として得た財産」、「これらの財産の対価として得た財産」、「その他犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産」をいいます。

② 麻薬特例法第2条第5項に規定する「薬物犯罪収益等」とは同法にいう「薬物犯罪収益」、「薬物犯罪収益に由来する財産」又は「これらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産」をいいます。

そして、「薬物犯罪収益」とは、「薬物犯罪の犯罪行為により得た財産」、「当該犯罪行為の報酬として得た財産」又は「麻薬及び向精神薬取締法第68条等一定の罪に係る資金」をいい、「薬物犯罪収益に由来する財産」とは、「薬物犯罪収益の果実として得た財産」、「薬物犯罪収益の対価として得た財産」、「これらの財産の対価として得た財産」、「その他薬物犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産」をいいます。

2. 犯罪収益移転防止法の主な改正

平成 19 年 3 月制定 (平成 20 年 3 月 1 日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業者に対し、本人確認等の義務付け
平成 23 年改正 (平成 25 年 4 月 1 日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引時の確認事項の追加 (士業者を除く。) ・ ハイリスク取引の類型の追加 ・ 取引時確認等を的確に行うための措置の追加 ・ 特定事業者の追加 ・ 罰則の強化
平成 26 年改正 (平成 28 年 10 月 1 日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疑わしい取引の届出に関する判断の方法に関する規定の整備 ・ コルレス契約締結時の厳格な確認の義務付け ・ 事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充 ・ 顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引に対する取引時確認の実施 ・ 敷居値以下に分割された取引に対する取引時確認の実施 ・ 外国 P E P s との取引の際の厳格な取引時確認の実施 ・ 顔のない本人確認書類に係る本人確認方法の改正 ・ 実質的支配者に関する規定の改正 ・ 取引担当者の代理権等の確認方法の改正 ・ 公共料金等を現金納付する際の取引時確認の簡素化
令和 4 年 6 月改正 (令和 5 年 6 月 1 日全面施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業者の追加 ・ 外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結時の厳格な確認 ・ 電子決済手段の移転に係る通知義務の整備 ・ 罰則の新設
令和 4 年 12 月改正 (令和 6 年 4 月 1 日全面施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項の追加 ・ 外国所在暗号資産交換業者との契約締結時の厳格な確認 ・ 暗号資産の移転に係る通知義務を課す規定の整備 ・ 士業者が行う取引時確認に係る確認事項の追加及び疑わしい取引の届出規定の整備

令和4年12月改正犯罪収益移転防止法の施行により 士業者との取引に関する制度が変わりました

令和4年12月改正犯罪収益移転防止法による犯罪収益移転防止法の改正により、令和6年4月1日より士業者との一部取引について、取引時の確認事項が追加されたほか、疑わしい取引の届出義務が追加されました。

改正犯罪収益移転防止法（令和6年4月1日施行）の概要

- ・4士業者（司法書士、行政書士、公認会計士、税理士）に対し、取引時の確認事項を追加
- ・3士業者（行政書士、公認会計士、税理士）に対し、疑わしい取引の届出を義務付け

令和6年3月に公布された関連する下位法令の改正の概要

- ・取引に係る取引時の確認事項の追加について

改正犯罪収益移転防止法施行日前に一定の確認を行っていた顧客等との間における施行日以後の取引に関し、施行日前に確認済の事項について再度の確認を求めないこととするため、所要の経過措置が設けられました。

- ・士業者の疑わしい取引の届出について

疑わしい取引の届出事項を定めるほか、疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するか否かの判断に関する事項や、届出書等の様式が定められました。

行政書士（行政書士法人を含む、以下同じ。）に、特定取引を行う際の取引時確認の強化及び疑わしい取引の届出義務が課されました。

マネー・ローンダリング／テロ資金供与リスクに適切に対応すべく、制度の趣旨及び内容を理解しましょう。

■マネー・ローンダリング

マネー・ローンダリングとは、違法な起源を偽装する目的で犯罪により得た収益を処理することをいいます。たとえば、犯罪行為で得た資金を正当な取引で得た資金のように見せかける行為や、口座を転々とさせたり、金融商品や不動産、宝石などに形態を変えてその出所を隠したりする行為が、これに該当します。

■士業者と犯罪収益

マネー・ローンダリングを企図する者にとって、士業者はその目的に適った財産の管理又は処分を行う上で必要な法律・会計上の専門的知識を有するとともに、その社会的信用が高いため、士業者を取引や財産の管理に介在させることにより、これに正当性があるかのような外観を作出することが可能になります。

3. 特定事業者と義務

犯罪収益移転防止法の対象事業者（特定事業者）は、顧客等と一定の取引を行うに際して取引時確認を行うことが必要となるなど、一定の法令上の義務が課されています。

■特定事業者（法第2条2項）

具体的には、金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者が、そして士業者としては、行政書士のほか、弁護士、司法書士、公認会計士及び税理士が掲げられています。

■特定事業者の義務

□行政書士の義務

取引時確認	法第4条	特定業務のうち特定取引等を行うに際しては、顧客等の本人特定事項の確認を行わなければならない
確認記録の作成・保存	法第6条	取引時確認を行った場合には、直ちに取引記録等を作成し、特定取引等に係る契約が終了した日等から7年間保存しなければならない
取引記録等の作成・保存	法第7条	特定業務に係る取引を行った場合には、直ちに取引記録等を作成し、取引の行われた日から7年間保存しなければならない
疑わしい取引の届出	法第8条	特定業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあり、又は特定業務に関し顧客がマネー・ローンダリングを行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに届け出なければならない ※疑わしい取引の届出義務については、守秘義務に係る事項を除く
取引時確認等を的確に行うための措置	法第11条	取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、使用人に対する教育訓練の実施、取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成、統括管理者の選任等の措置を講ずるよう努めなければならない

※ 7年間の保存義務がある取引記録等について、善管注意義務をもって保管する必要があります。紛失した場合は、義務違反として行政庁からの是正命令を受ける場合もあるので注意が必要です。

4. 特定業務と特定取引等

犯罪収益移転防止法では、特定事業者が行う業務の全てが必ずしも義務の対象となるわけではなく、義務の対象となる業務（「特定業務」といいます。）の範囲が定められています。

また、特定事業者が顧客等と取引を行う際に取引時確認が必要となるのは、全ての取引についてではなく、特定業務のうち一定の取引（「特定取引等」といいます。）とされています。特定取引等は、特定取引とマネー・ローンダリングに用いられるおそれが特に高い取引（「ハイリスク取引」といいます。）に分かれており、いずれの取引であるかにより、確認事項及びその確認方法が異なります。

なお、取引によっては、特定取引に該当し、かつ、ハイリスク取引に該当するものや、ハイリスク取引ではあるが、特定取引には該当しない取引もあります。

□特定取引

次の二類型の取引をいいます。

① 対象取引

犯罪収益移転防止法施行令第7条に列挙されている取引をいいます。特定事業者の業態ごとに、取引時確認をすべき取引が規定されています。

② 特別の注意を要する取引

対象取引以外の取引で、顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして次に掲げる取引をいいます。敷居値以下の取引や簡素な顧客管理を行うことが許容される取引であっても、特別の注意を要する取引に該当する可能性があることに留意が必要です。

- ・マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引
- ・同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

□ハイリスク取引

次のいずれかに該当する取引をいいます。

◎ なりすましの疑いがある取引又は取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引

具体的には、

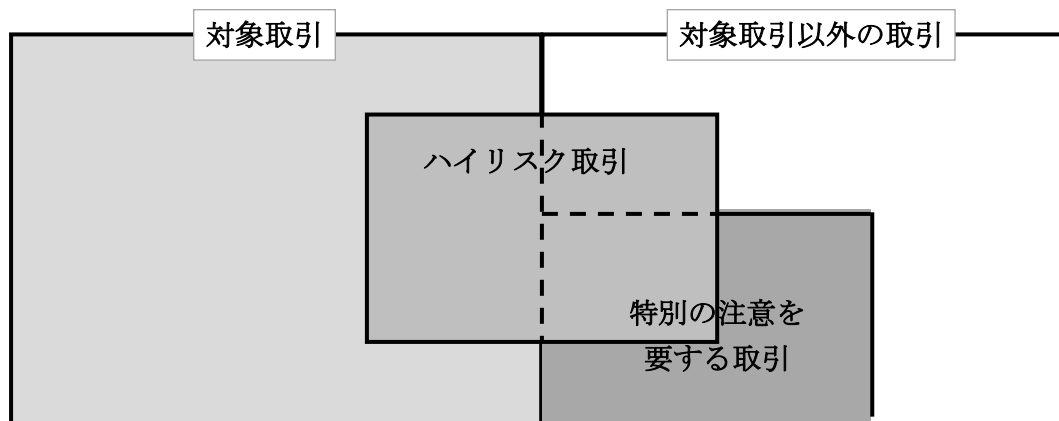
- ・取引の相手方が、取引の基となる継続的な契約の締結（例えば、預貯金契約の締結）に際して行われた取引時確認に係る顧客等又はその代表者等になりすましている疑いがある場合の当該取引
- ・取引の基となる継続的な契約の締結に際して取引時確認が行われた際に取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等又はその代表者等との取引

◎ 特定国等に居住・所在している顧客等との取引

マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等（令和6年4月時点ではイラン及び北朝鮮）に居住している顧客等との取引等

◎ 外国PEPs（重要な公的地位にある者（Politically Exposed Persons））との取引

- ① 外国の元首
- ② 外国において下記の職にある者
 - ・我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 - ・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - ・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
 - ・中央銀行の役員
 - ・予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
- ③ 過去に①又は②であった者
- ④ ①～③の家族
- ⑤ ①～④が実質的支配者である法人



特定事業者	特定業務	特定取引	
		対象取引	特別の注意を要する取引
行政書士等	以下の行為の代理又は代行（特定受任行為の代理等）に係るもの ・宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ・会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ・現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分 ※租税、罰金、過料等の納付は除く ※成年後見人等裁判所又は主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理又は処分は除く	以下の特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結 ・宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ・会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ・200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分 ※任意後見契約の締結は除く （特定業務から除かれているものは、特定取引にも該当せず、取引時確認の対象ではありません）	特別の注意を要する取引

□行政書士の特定業務

以下の行為の代理又は代行（特定受任行為の代理等）に係るものをいいます。

- ① 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続
- ② 会社の設立又は合併に関する行為又は手続
- ③ 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

※ 租税、罰金、過料等の納付は除きます。

※ 成年後見人等裁判所又は主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理又は処分は除きます。

【取引時確認の対象から除外される取引】

- ・価額が 200 万円以下の財産の管理又は処分にかかる特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結（犯罪収益移転防止法施行令第 9 条第 1 項）
- ・本人確認済み（顧客等について既に本人確認を終え、本人確認記録を保存している）の顧客等との特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結（犯罪収益移転防止法施行令第 9 条第 1 項）
- ・任意後見契約の締結（犯罪収益移転防止法施行令第 9 条第 1 項、犯罪収益移転防止法施行規則第 4 条第 3 項第 1 号）
- ・国又は地方公共団体を顧客等とする一定の取引（犯罪収益移転防止法施行令第 9 条第 1 項、犯罪収益移転防止法施行規則第 4 条第 3 項第 2 号、同条第 1 項第 13 号イ）
- ・破産管財人又はこれに準ずる者が法令上の権限に基づき行う一定の取引（犯罪収益移転防止法施行令第 9 条第 1 項、犯罪収益移転防止法施行規則第 4 条第 3 項第 2 号、同条第 1 項第 13 号ロ）

【取引記録等を作成する必要がない特定受任行為の代理等】

- ・財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち当該財産の価値が 200 万円以下のもの（犯罪収益移転防止法施行令第 15 条第 2 項第 1 号）
- ・任意後見人の事務として行う特定受任行為の代理等（犯罪収益移転防止法施行令第 15 条第 2 項第 2 号、犯罪収益移転防止法施行規則第 22 条第 2 項）

□行政書士の特定取引

以下の特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結、その他の政令で定める取引が該当します。

- ① 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続

「宅地」とは、宅地建物取引業法第 2 条第 1 項に規定する土地を指します。

業務としては、行政書士法第 1 条の 2 第 1 項に基づき売買契約書を作成する場合や、同法第 1 条の 3 第 1 項第 3 号に基づいて売買契約書の代理作成をする場合が該当します。

② 会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続

ア) 次の業務で定款又は議事録を作成し、手続を行うことが該当します。

株式会社	設立、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転、定款の変更、取締役若しくは執行役の選任又は代表取締役若しくは代表執行役の選定
持分会社	設立、組織変更、合併又は合同会社の会社分割、定款の変更、業務執行社員又は代表社員の選任

イ) 会社以外の法人、組合又は信託であって政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続

「会社以外の法人等」、「政令で定める行為又は手続」の具体例は次のとおりです。

「会社以外の法人等」 (法施行令第8条第3項)	特定非営利活動法人、特定目的会社、一般社団法人、一般財団法人、民法組合、匿名組合、有限責任事業組合等
「政令で定める行為又は手続」(同第4項) ※法人、組合、信託によって異なる	設立、定款・規約の変更、執行役員・理事・取締役の選任、組合契約の締結又は変更等

③ 200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産管理又は処分

- ・公正証書遺言書等の作成に関連して遺言執行者（民法第1006条）に就き財産管理を行う場合
- ・任意後見契約に関する法律第2条第1号に規定する任意後見契約の契約書の作成に関連して任意後見人に就き財産管理を行う場合

※ 任意後見契約の締結は除きます。

※ 特定業務から除かれているものは、特定取引にも該当せず、取引時確認の対象ではありません。

※ 列挙した取引に加え、特別の注意を要する取引（マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引／同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引）も特定取引となります。

※ 200万円以下の取引であっても一回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割していることが一見して明らかなものは一の取引とみなすため、特定取引に該当する場合があります。

Q&A

Q. 農地の転用許可申請は特定業務となるのでしょうか？
A. 法では、宅地又は建物の「売買」のみを対象としており、宅地の売買に関するものでない限り、その前段となる農地法に基づく転用許可申請そのものは特定業務に該当しません。

Q. 犯罪収益移転防止法でいう「宅地」とは何でしょうか？

A. 法でいう「宅地」とは、宅地建物取引業第2条第1号に規定している宅地をいいます。従って、「宅地」とは、建物の敷地に供される土地をいい、市街化区域の用途地域内にあつては道路、公園、河川、広場及び水路を除くすべての土地が宅地となり、市街化調整区域及び無指定区域にあつては、建物の敷地に供される土地のみが宅地となり、登記地目とは関係なく判断されます。

Q. 行政書士の立場を離れて行う業務は、法の適用を受けますか？

A. 例えば、自身が居住するマンションの管理組合が有する預金の管理、親族の相続財産の管理等を行政書士の立場を離れて個人的に行う場合には行政書士の業務に付随・関連して行う場合には当たらないので、法の適用は受けません。また、自身が役員を務める会社の機関（取締役、監査役等）として行う業務についても、代理・代行ではないので法の適用はありません。

Q. 法施行以前からの知人、顧客に対しても取引時確認が必要でしょうか？

A. 単に従前から取引のある顧客である、親族その他の顔見知りであるというだけでは取引時確認済の顧客との取引として扱うことは出来ませんので、法施行後は本法に定める取引時確認、取引時確認記録の作成・保存を行う必要があります。

5. 取引時確認

「取引時確認」とは、特定事業者が特定取引等に際して行わなければならない確認をいいます。

■顧客等についての確認

「顧客等」とは、「顧客」及び「顧客に準ずる者」のことをいいます。

「顧客」とは、特定事業者が特定業務において行う特定取引等の相手方をいい、これに当たるか否かについては、取引を行うに際して取引上の意思決定を行っているのは誰かということと、取引の利益（計算）が実際には誰に帰属するのかということを経済判断して決定されます。

「顧客に準ずる者」とは、信託の受益者のことをいいます。

□通常の特定期取引における確認事項

顧客等が自然人	①本人特定事項（氏名、住居、生年月日） ②取引を行う目的 ③職業
顧客等が法人	①本人特定事項（名称、本店又は主たる事務所の所在地） ②取引を行う目的 ③事業の内容 ④実質的支配者

- ※ 顧客等が国、地方公共団体、上場企業等である場合
→取引の任に当たっている自然人（代表者等）の本人特定事項のみを確認します。
- ※ 顧客等が人格のない社団・財団である場合
→取引の任に当たっている自然人（代表者等）の本人特定事項、取引を行う目的、事業の内容を確認します。

□ハイリスク取引における確認事項

・通常の特定期取引と同様の確認事項に加えて、その取引が200万円を超える財産の移転を伴うものである場合、「資産及び収入の状況」の確認

確認時に用いる資料の例

顧客等が自然人の場合	源泉徴収票、確定申告書、預貯金通帳
顧客等が会社又は団体等の場合	貸借対照表、損益計算書

・「本人特定事項」及び「実質的支配者」については、通常の特定期取引を行う場合よりも厳格な方法により確認

■代表者等についての確認

特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合（例えば、顧客等が法人である場合や、自然人の顧客等の代理人が取引の任に当たっている場合）、顧客等についての確認に加え、当該取引の任に当たっている自然人（代表者等）について、その本人特定事項の確認をします（「代表者等」は、法人を代表する権限を有している者には限りません）。

また、その前提として、代表者等が委任状を有していること、電話により代表者等が顧客等のために取引の任に当たっていることが確認できることなどの当該代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる事由が必要です。

通常の特定期取引における確認事項

通常の特定期取引に際して行う顧客等の本人特定事項の確認と同様の方法により確認

ハイリスク取引における確認事項

ハイリスク取引に際して行う顧客等の本人特定事項の確認と同様の方法により確認

6. 本人特定事項の確認

「本人特定事項の確認」とは、顧客等又は代表者等の本人特定事項（確認の対象が自然人である場合は氏名、住居及び生年月日、法人である場合は名称及び本店又は主たる事務所の所在地）について、マイナンバーカード等の公的証明書等により確認することをいいます。

■本人特定事項の確認に必要な書類と確認方法

<本人確認書類表>

(1)	自然人 ((3)、(4)の外国人を除く)	①	ア	運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード、旅券（パスポート）等
			イ	上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているもの
		③	ア	②以外の印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し・住民票記載事項証明書
			イ	上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真のないもの（マイナンバーの通知カードを除く。）
(2)	法人 ((4)の外国法人を除く)	登記事項証明書、印鑑登録証明書 上記のほか官公庁発行書類等で法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの		
(3)	本邦内に住居を有しない短期在留者（観光者等）であって、旅券等の記載によって当該外国人の属する国における住居を確認することができないもの（一定の取引を行う場合に限る。）	氏名、生年月日の記載がある旅券、乗員手帳、船舶観光上陸許可書		
(4)	本邦に在留していない外国人及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人	上記（1）、（2）のほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類等であって、本人特定事項の記載があるもの		

※ 有効期限のある公的証明書等については、特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものである必要があります。

※ 有効期限のない公的証明書等については、原則として、特定事業者が提示又は送付を受ける日の前6ヶ月以内に作成されたものに限られます。

□本人確認書類に記載若しくは記録されている住居等が現在のものでないとき又は住居等の記載がないとき

顧客等又は代表者等の現在の住居等が本人確認書類と異なる場合又は住居等の記載がないときは、他の本人確認書類や補完書類（納税証明書、社会保険料領収証書、公共料金領収証書、官公庁発行書類等（有効期間又は有効期限のあるものにあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日付が提示又は送付を受ける日の前6ヶ月以内のものに限る。))の提示を受け、又はこれらの書類若しくはその写しの送付を受け、現在の住居等を確認する必要があります。

※ マイナンバーの通知カードは補完書類に含まれません。

※ 旅券等のように住居等の記載が必須とされていないものを除き、本人確認書類であるためには住居等の記載がある必要があります。

□各種番号等に関する留意事項

マイナンバー（個人番号）、基礎年金番号、被保険者記号・番号等の収集等を行うこと又は告知を求めることは他法令により禁止されています。

マイナンバーカード、国民年金手帳、各種健康保険証（介護保険証を除く。）について	留意事項
提示を受ける場合	当該番号等は書き写さない。
写しを取る場合	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード：裏面の写しを取らない。 ・国民年金手帳及び各種健康保険証：当該写しの番号等部分を復元できない程度にマスキングを施した上で当該写しを確認記録に添付する。
写しの送付を受ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード：表面のみの写しの送付を受ける。 ・国民年金手帳、各種健康保険証（介護保険証を除く。）等：あらかじめ顧客等に対し当該番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受ける。
当該番号等にマスキングが施されていない写しの送付を受けた場合	当該番号等を復元できない程度にマスキングを施した上で当該写しを確認記録に添付する

■本人特定事項の確認の方法 [通常の特定期取引の場合] (主な例)

顧客等が自然人である場合、法人である場合等に分けて定められています。

※ 代表者等の本人特定事項の主な確認方法は、顧客等が自然人である場合の確認方法に準じます。

1. 自然人

対面での取引の場合	顧客等又は代表者等から、＜本人確認書類表＞(1)①又は(4)の本人確認書類(以下「写真付き本人確認書類」という。)の提示を受ける。 ((1)①イの本人確認書類のうち一を限り発行された書類でないものについては、顧客等の本人確認書類の代表者等からの提示を除く。)	
※本人確認書類の写しの提示は不可	代表者等から、顧客等の＜本人確認書類表＞(1)①イの本人確認書類(一を限り発行された書類でないものに限る。)の提示を受ける。	かつ、本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する。
	顧客等又は代表者等から、＜本人確認書類表＞(1)②の本人確認書類の提示を受ける。 (とともに、右のいずれかの方法を加える)	かつ、本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する。
		かつ、提示を受けた本人確認書類以外の本人確認書類(＜本人確認書類表＞(1)①アの本人確認書類を除く。)又は補完書類の提示を受ける。 (＜本人確認書類表＞(1)①イの本人確認書類のうち一を限り発行された書類でないものについては、顧客等の本人確認書類の代表者等からの提示に限る。)
		かつ、提示を受けた本人確認書類以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受ける。
	顧客等又は代表者等から、＜本人確認書類表＞(1)③の本人確認書類の提示を受ける。	かつ、本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する。
非対面での取引(インターネット、郵送)	顧客等又は代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該ソフトウェアにより撮影された顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類)の送信を受ける。	

での取引等)の場合	顧客等又は代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該ソフトウェアにより撮影された顧客等の容貌)の送信及び写真付き本人確認書類に組み込まれたICチップ情報の送信を受ける。	
	顧客等又は代表者等から、＜本人確認書類表＞(1)又は(4)の本人確認書類の送付を受ける。 顧客等又は代表者等から、＜本人確認書類表＞(1)又は(4)の本人確認書類に組み込まれたICチップ情報の送信を受ける。 (とともに、右のいずれかの方法を加える)	かつ、当該本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する。
	顧客等又は代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該ソフトウェアにより撮影された本人確認書類(＜本人確認書類表＞(1)①又は②のうち一を限り発行されたもの))の送信を受ける。	かつ、当該本人確認用画像情報に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する。
	顧客等又は代表者等から、＜本人確認書類表＞(1)又は(4)の本人確認書類(現在の住居の記載があるもの)2通の写しの送付を受ける。	かつ、当該本人確認書類の写しに記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する。
	顧客等又は代表者等から、＜本人確認書類表＞(1)又は(4)の本人確認書類の写し及び現在の住居の記載がある補完書類(本人確認書類に現在の住居の記載がない場合は、当該本人確認書類及び補完書類2通)又はその写しの送付を受ける。	かつ、当該本人確認書類等に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する。
本人限定郵便による本人特定事項の確認	その取扱いにおいて名宛人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便等(特定事業者に代わって住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受けるとともに、本人特定事項の確認を行った者の氏名等、本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻、本人確認書類の名称、記号番号等を特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。)により、顧客等に対して、取引関係文書を送付する。	
電子署名によ	電子署名法又は公的個人認証法に基づく電子証明書(氏名、住居、生年月日	

る本人特定事項の確認	の記録のあるものに限る。) 及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける。
------------	---

2. 法人

対面での取引の場合 ※本人確認書類の写しの提示は不可	顧客等の代表者等から、＜本人確認書類表＞（2）又は（4）の本人確認書類の提示を受ける。	
	顧客等の代表者等から、顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受ける。	かつ、一般財団法人民事法務協会が運営している登記情報提供サービスから登記情報の送信を受ける。
	顧客等の代表者等から、顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受ける。	かつ、国税庁・法人番号公表サイトにより公表されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認する。
非対面での取引（インターネット、郵送での取引等）の場合	顧客等の代表者等から、顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受ける。	かつ、一般財団法人民事法務協会が運営している登記情報提供サービスから登記情報の送信を受ける。 （当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていない顧客等の代表者等から当該申告を受けるときは、加えて、当該顧客等の本店等宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する）
	顧客等の代表者等から、顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受ける。	かつ、国税庁・法人番号公表サイトにより公表されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認し、かつ、当該顧客等の本店等宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する。
	顧客等の代表者等から、＜本人確認書類表＞（2）又は（4）の本人確認書類又はその写しの送付を受ける。	かつ、本人確認書類に記載されている顧客等の本店又は主たる事務所宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する。
電子署名による本人特定事項の確認	商業登記法に基づき登記官が作成した電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける。	

※ 顧客等が法人である場合、顧客等の本店等に代えて、当該顧客等の代表者等から、当該顧客等の営業所であると認められる場所（以下「営業所」という。）の記載がある当該顧

客等の本人確認書類等の提示等を受けるとともに、当該営業所に宛てて取引関係文書を送付することもできます。

※ 顧客等の住居又は本店等若しくは営業所等に取引関係文書を送付する方法に代えて、特定事業者の役職員が顧客等の住居又は本店等若しくは営業所等に赴いて、当該顧客等又は代表者等に取引関係文書を交付することもできます。

□オンラインで完結する本人特定事項の確認方法について説明した下記ウェブサイトが参考になります。

金融庁「犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法に関する金融機関向けQ&A」

<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kakunin-qa.html>



(資料) 金融庁ウェブサイト「オンラインで完結可能な本人確認方法の概要」より
 (https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kakunin-qa/2.pdf)

オンラインで完結可能な本人確認方法(個人顧客向け①)

「写真付き本人確認書類の画像」+「容貌の画像」を用いた方法
 [犯収法規則6条1項1号ホ]

[例]



【補足】

- ✓ 「特定事業者が提供するソフトウェア」は、特定事業者の委託先などが開発・提供するソフトウェアも可。また、ソフトウェアを使用する端末は、顧客の端末 (パソコン、スマートフォンなど) でも特定事業者の端末でもいずれも可。
- ✓ 「画像」は、静止画に限らず動画も含まれる。
- ✓ 「厚みその他の特徴」とは、本人確認書類の外形、構造、機能等の特徴から本人確認書類の真正性の確認に資する部分をいう。

オンラインで完結可能な本人確認方法(個人顧客向け②)

「写真付き本人確認書類のICチップ情報」+「容貌の画像」を用いた方法
 [犯収法規則6条1項1号ヘ]

[例]



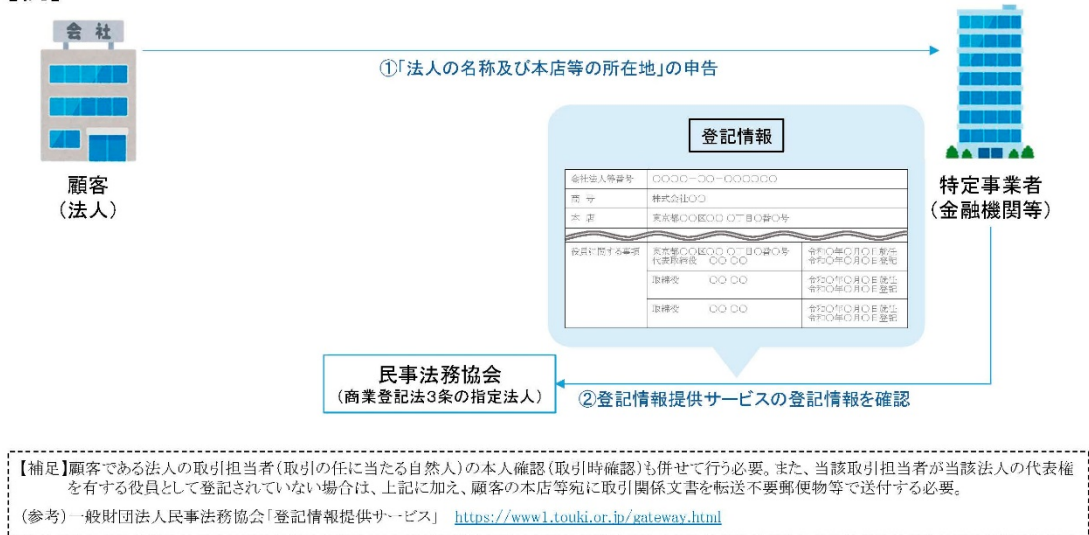
【補足】

- ✓ 「特定事業者が提供するソフトウェア」は、特定事業者の委託先などが開発・提供するソフトウェアも可。また、ソフトウェアを使用する端末は、顧客の端末 (パソコン、スマートフォンなど) でも特定事業者の端末でもいずれも可。
- ✓ 「画像」は、静止画に限らず動画も含まれる。
- ✓ ICチップ情報は「特定事業者が提供するソフトウェア」を使用せず送信することも可。

オンラインで完結可能な本人確認方法(法人顧客向け①)

「登記情報提供サービスの登記情報」を用いた方法
[犯収法規則6条1項3号ロ]

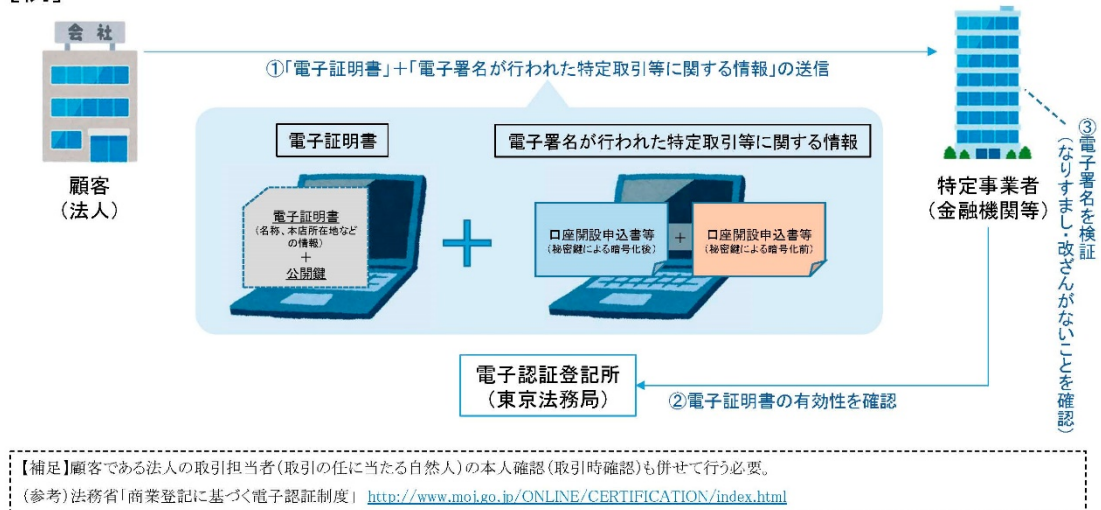
[例]



オンラインで完結可能な本人確認方法(法人顧客向け②)

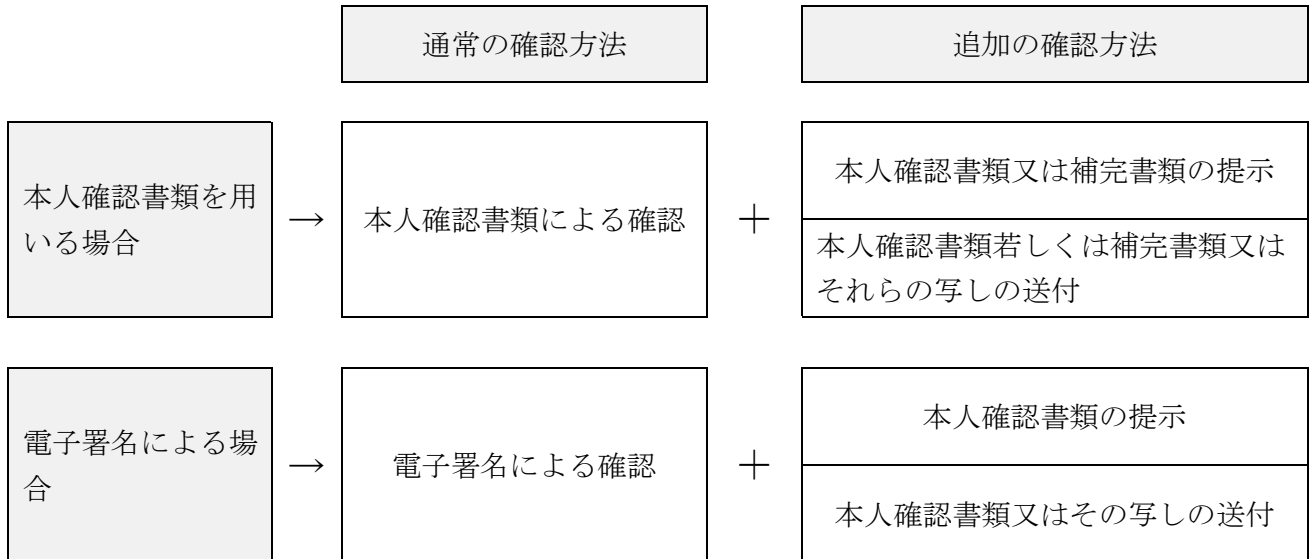
「電子認証登記所発行の電子証明書」を用いた方法
[犯収法規則6条1項3号ホ]

[例]



■本人特定事項の確認の方法 [ハイリスク取引の場合]

ハイリスク取引に際して行う本人特定事項の確認の方法については、通常の特定期取引に際して行う確認の方法に加え、追加の本人確認書類若しくは補完書類等の提示又は送付を受ける方法とされています。



また、継続的な契約に基づく取引に際し、なりすまし又は偽りの疑いがある場合には、当該継続的な契約の締結に際して確認した書類以外の書類を少なくとも1つ確認します。

7. 取引を行う目的の確認、職業・事業の内容の確認

■取引を行う目的の確認方法

通常の特定期取引とハイリスク取引のいずれであっても、顧客等又はその代表者等から申告を受ける方法により確認します。

※ 「申告を受ける方法」には、例えば口頭で聴取する方法の他、Eメール等を用いる方法、書面を受ける方法、チェックリストのチェックを受ける方法、インターネット画面上のプルダウンメニューから選択をさせる方法等も含まれるものとされています。

■職業・事業の内容の確認方法

通常取引とハイリスク取引のいずれであっても、次の方法により確認します。

顧客等の類型	確認方法
自然人又は人格のない社団・財団	顧客等又はその代表者等から申告を受ける。
国内法人	登記事項証明書、定款等の書類又はその写しを確認する。
外国法人	国内法人である場合と同様の方法に加え、「日本国政府が承認した外国政府が発行している書類等で、当該法人の事業の内容の記載があるもの」又はその写しを確認する方法も含まれる。

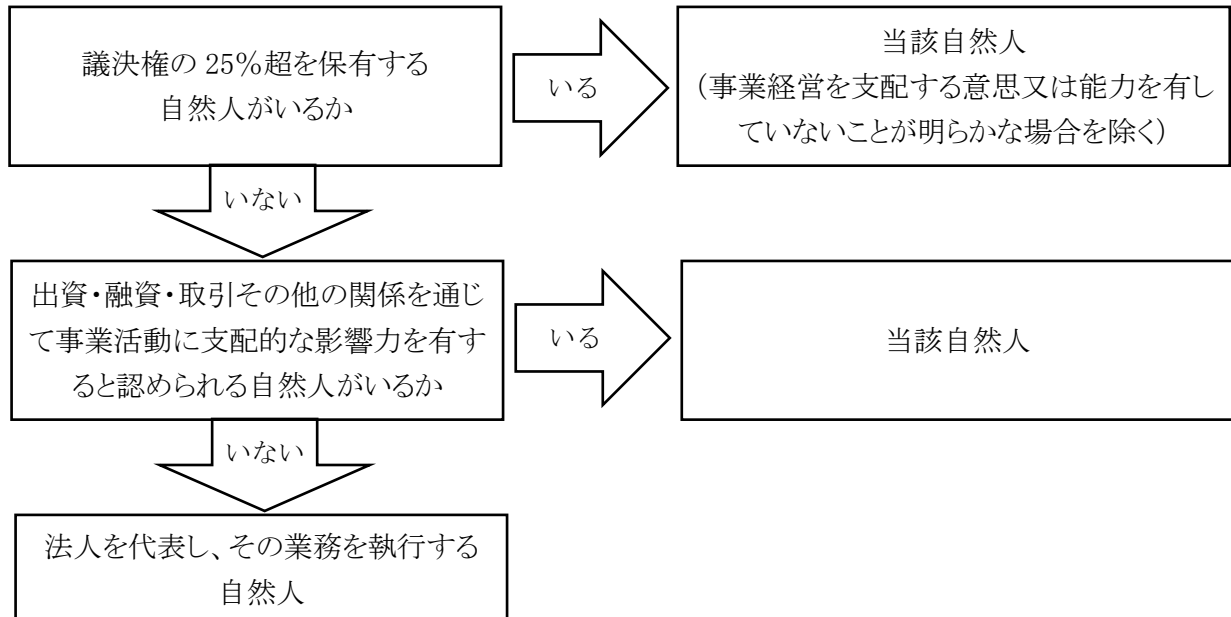
8. 実質的支配者の確認

■実質的支配者

実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいい、どのような者が該当するかについては、法人の性質に従って定められています。

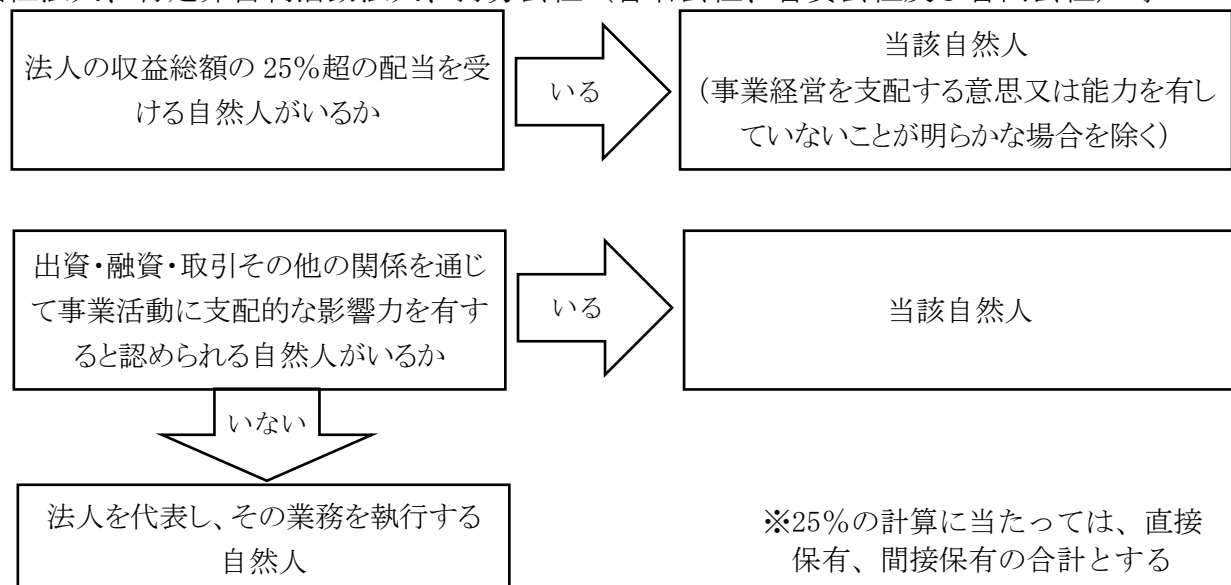
□顧客等が資本多数決法人である場合

資本多数決法人：株式会社、投資法人、特定目的会社等



□顧客等が資本多数決法人でない場合

資本多数決法人でない法人：一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社）等



※25%の計算に当たっては、直接
保有、間接保有の合計とする

■実質的支配者の確認方法

通常の特定期取引の場合	当該顧客等の代表者等から、実質的支配者の本人特定事項について申告を受ける。	
ハイリスク取引の場合	以下の書類又はその写し等を確認し、かつ、実質的支配者の本人特定事項について当該顧客等から申告を受ける。	
	資本多数決の原則を採る法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客等の株主名簿 ・顧客等の株主名簿の写しを添付書類として作成された実質的支配者リスト
	資本多数決の原則を採る法人以外の法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書

9. 資産及び収入の状況の確認

ハイリスク取引が200万円を超える財産の移転を伴うものである場合に、顧客等が当該取引を行うに相応しい資産・収入を有しているかという観点から、資産及び収入の状況の確認を行います。

疑わしい取引の届出を行うか否かの判断ができる程度に行うものであり、必ずしも顧客等の資産・収入の全部を確認することを求めるものではありません。

■資産及び収入の状況の確認方法

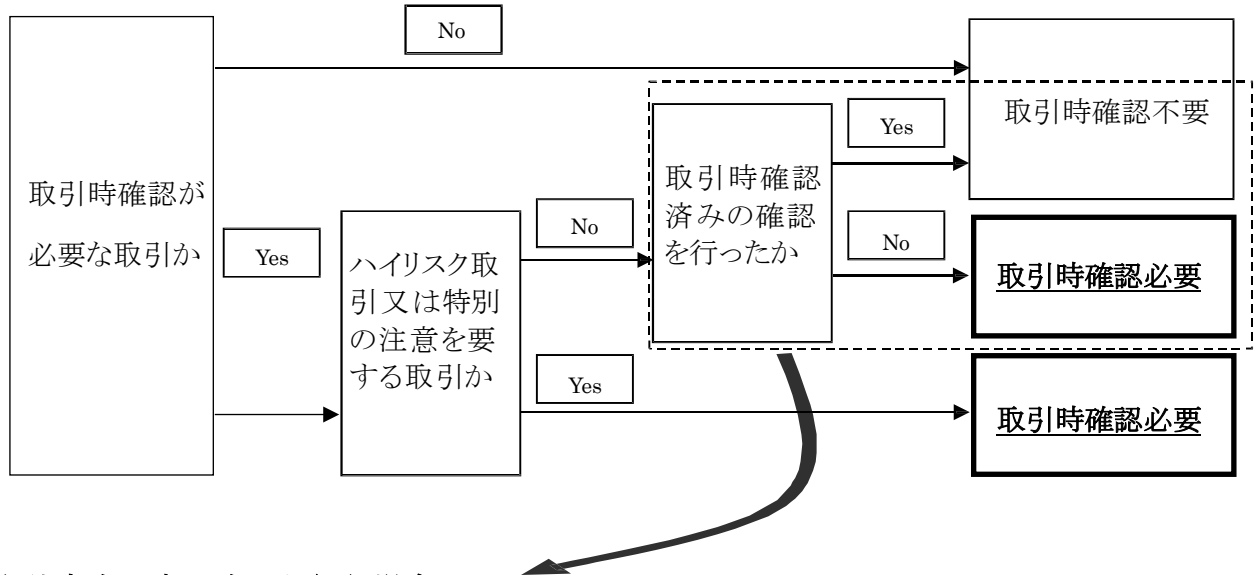
顧客等の書類又はその写しで確認します。

確認書類として、次のものが挙げられます。

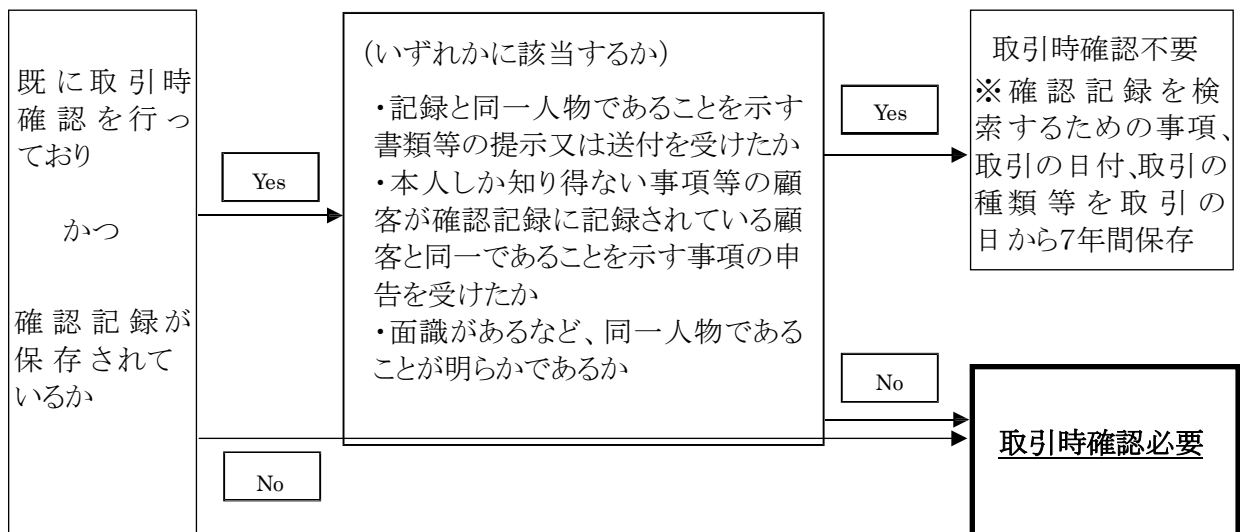
自然人の場合	源泉徴収票、確定申告書、預貯金通帳、その他資産及び収入の状況を示す書類
法人の場合	損益計算書、貸借対照表、その他資産及び収入の状況を示す書類

10. 既に取引時確認をしたことのある顧客等との取引

■既に取引時確認を行ったことのある顧客等との取引



■取引時確認済の確認を行う場合



11. 令和4年12月改正犯罪収益移転防止法の施行前に確認をしたことのある顧客等との取引

令和4年12月改正犯罪収益移転防止法により、行政書士が取引時確認を行う際には、本人特定事項の確認に加え、新たに取引目的等（取引を行う目的、職業・事業の内容、実質的支配者）の確認義務が追加等されました。同法の施行後（令和6年4月1日以降）に通常の特取引を行う場合には、同法の施行前に本人確認等を行っている顧客等との取引について、次のような経過措置が設けられています。

本人特定事項の確認を行い、その記録を保存している場合

既に本人特定事項の確認を行っている顧客等であることの確認を行えば、本人特定事項以外の確認事項のみの確認を行います。

本人特定事項の確認＋取引を行う目的等の確認を行い、その記録を保存している場合

「既に取り時確認を行っている顧客等との取引」と同様の取扱いとなり、既に確認を行っている顧客等であることの確認を行えば、改めて取引時確認を行う必要はありません。

※ ハイリスク取引を行う場合には、ハイリスク取引に際して行う確認が必要です。

12. 確認記録の作成・保存

行政書士（特定事業者）が取引時確認を行った場合には、直ちに確認記録を作成し、特定取引等に係る契約が終了した日から7年間保存しなければなりません。

なお、顧客等が自然人と法人のいずれであるか、代表者等による取引であるかなどの取引の方法や、本人確認書類の提示を受けたか、送付を受けたかなどの取引時確認の方法により記録すべき事項が異なります。また、取引時確認の方法に応じて、確認記録に書類等を添付する必要があります。

確認記録については、様式等は特に定められていませんが、参考様式を後掲します。

■確認記録の記録事項

□確認事項等

1	顧客等の本人特定事項（自然人：氏名・住居・生年月日、法人：名称・所在地）
2	代表者等による取引のときは、当該代表者等の本人特定事項、当該代表者等と顧客等との関係及び当該代表者等が顧客等のために取引の任に当たっていると認めた理由
3	顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団、上場企業等（国等）であるときは、当該国等を特定するに足りる事項
4	取引を行う目的
5	職業又は事業の内容
6	顧客等が法人である場合は、実質的支配者の本人特定事項、実質的支配者と顧客等との関係

□確認のためにとった措置等

1	本人特定事項の確認を行った方法
2	本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項
3	本人確認書類に現在の住居等の記載又は記録がないため、他の本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより住居等の確認を行ったときは、当該確認に用いた本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項
4	顧客等が法人である場合に、本人確認書類又は補完書類に記載のある営業所等取引関係文書を送付したとき又は当該営業所等に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該場所の確認の際に提示を受けた本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項
5	顧客等が法人であるときは、事業の内容の確認を行った方法及び確認をした書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項
6	顧客等が法人であるときは、実質的支配者の確認を行った方法（ハイリスク取引のと

	きは、確認をした書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項)
7	資産および収入の状況の確認を行ったときは、その確認を行った方法及び確認をした書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項
8	顧客等が本邦に住居を有しない旅行者等の短期在留者であつて、上陸許可の証印等により在留期間の確認を行ったときは、当該確認に用いた旅券等の名称、日付、記号番号その他の当該旅券等を特定するに足りる事項

□確認のための措置をとった日付等

1	本人確認書類又は補完書類の提示を受けたとき（ハイリスク取引に際して追加の書類として提示を受けたときを除く。）は、その日付及び時刻
2	本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときは、その日付
3	取引関係文書を送付したときは、その日付
4	本人確認用画像情報の送信を受けたときは、その日付
5	I Cチップ情報の送信を受けたときは、その日付
6	他の特定事業者が預貯金契約又はクレジットカード契約の締結を行った際に当該顧客等の本人特定事項の確認を行い、その確認に係る確認記録を保存し、かつ、当該顧客等又は代表者等から本人しか知り得ない事項の申告を受けることにより、当該顧客等が当該記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることの確認を行ったときは、その日付
7	顧客等の本人特定事項の確認済みの預貯金口座に金銭を振り込み、預貯金通帳の写し等の送付を受けたときは、その日付
8	一般財団法人民事法務協会が運営している登記情報提供サービスから登記情報の送信を受けたときは、その日付
9	国税庁・法人番号公表サイトを利用し本人特定事項の確認を行ったときは、その日付
10	特定事業者の役職員が顧客等又は代表者等の住居等に赴いて取引関係文書を交付したときは、その日付
11	ハイリスク取引に際して追加で書類の提示又は送付を受けたときは、その日付
12	取引を行う目的、職業・事業の内容、実質的支配者（法人のみ）又は資産及び収入（ハイリスク取引の一部のみ）の確認を行ったときは、その日付

□その他

1	取引時確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
2	確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
3	取引時確認を行った取引の種類
4	顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名義を取引に用いるときは、当該名義並びに異なる名義を用いる理由
5	顧客等が外国 P E P s であるときは、その旨及び外国 P E P s であると認めた理由
6	取引記録等を検索するための口座番号その他の事項

7	なりすまし又は偽りが疑われる取引のときは、関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項
---	---

■確認記録の添付資料

下記のうち該当するもの全てを添付する必要があります。

1	本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき	当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し
2	本人確認用画像情報の送信を受けたとき	当該本人確認用画像情報又はその写し
3	ICチップ情報の送信を受けたとき	当該ICチップ情報又はその写し
4	電子署名法、公的個人認証法、商業登記法の規定により電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受けたとき	当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足りる電磁的記録
5	一般財団法人民事法務協会が運営している登記情報提供サービスから登記情報の送信を受けたとき	当該登記情報又はその写し
6	国税庁・法人番号公表サイトを利用し本人特定事項の確認を行ったとき	当該公表事項又はその写し

■記録・保存時の留意事項

・添付資料を確認記録に添付するとき又は提示を受けた本人確認書類若しくは補完書類の写しを確認記録に添付するときには、当該書類又はその写しに記載がある事項については、確認記録への記載を省略することができます。また、提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に7年間保存するときには、本人確認書類の提示を受けた時刻の記載も省略することができます。

・確認記録の内容に変更又は追加があることを知った場合には、当該変更・追加事項を確認記録に付記する必要があります。その際、既に確認記録に記載されている内容を消去してはなりません。確認記録に付記することに代えて、変更・追加事項を別途記録し、当該記録を確認記録と共に保存することもできます。

・マイナンバーカードが本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、マイナンバー以外の事項（例：発行者や有効期間）を記載します。

・国民年金手帳が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、基礎年金番号以外の事項（例：交付年月日等の国民年金手帳に記載されている事項）を記載します。

・各種健康保険証（介護保険証を除く。）が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、その名称に加えて、発行主体及び交付年月日等を記録する必要があります。

・船舶観光上陸許可書が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類

を特定するに足りる事項として、当該船舶観光上陸許可書の様式右上「番号」欄に記載された許可書番号ではなく、その名称に加えて、当該船舶観光上陸許可書に記載された国籍・地域及び旅券番号を記録する必要があります。

顧客関係	<input type="checkbox"/> 対面取引	
	<input type="checkbox"/> 本人確認書類又は補完書類の提示を受けた →年月日時刻： <input type="checkbox"/> 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けた →年月日： <input type="checkbox"/> 取引関係文書を送付した →年月日： <input type="checkbox"/> 取引関係文書の訪問での交付をした →年月日： <input type="checkbox"/> 本人確認書類若しくは補完種類又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合） →年月日：	
	<input type="checkbox"/> 非対面取引	
	<input type="checkbox"/> 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けた →年月日： <input type="checkbox"/> 取引関係文書を送付した →年月日： <input type="checkbox"/> 取引関係文書の訪問での交付をした →年月日： <input type="checkbox"/> 本人確認用画像情報の送信を受けた →年月日： <input type="checkbox"/> ICチップに記録された情報の送信を受けた →年月日： <input type="checkbox"/> 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> 本人確認用画像情報又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> ICチップに記録された情報又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合） →年月日：	
<input type="checkbox"/> 本人特定事項の確認を行った日と異なる日に確認した場合		
		<input type="checkbox"/> 取引を行う目的 →年月日： <input type="checkbox"/> 職業 →年月日： <input type="checkbox"/> 資産及び収入の状況（ハイリスク取引の場合） →年月日：
備考		

参考様式 確認記録（法人）

取引時確認を行った者	
確認記録を作成した者	
取引時確認を行った取引の種類 □ ハイリスク取引	
口座番号・顧客番号等	
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項	

顧客関係	本人特定事項	名称		
		フリガナ		
		所在地		
	本人確認書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称： 発行者： 記号番号：		
		<input type="checkbox"/> 現在の所在地を確認した書類（本人確認書類と現在の所在地が異なる場合） <input type="checkbox"/> 他の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領収証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称： 発行者： 記号番号：		
	<input type="checkbox"/> 営業所の場所を確認した書類（本人確認書類に記載された本店等以外の営業所等に取引関係文書を送付し、又は当該営業所を訪問して取引関係文書を交付する場合） <input type="checkbox"/> 他の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料の領収証書 <input type="checkbox"/> 公共料金の領収証書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 <input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 名称： 発行者： 記号番号： 営業所の名称： 営業所の所在地：			
	取引を行う目的			
	事業の内容			
	事業の内容を確認した方法及び書類	事業の内容を確認した方法		
		<input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> その他法令により法人が作成する書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等 名称： 発行者： 記号番号：		
実質的支配者	氏名			
	フリガナ			
	住居			
	生年月日		顧客との関係	
	上記の事項を確認した方法			

顧客関係	ハイリスク取引の場合	追加で本人特定事項を確認した書類	名称： 発行者： 記号番号：
		実質的支配者と顧客との関係を確認した書類	名称： 発行者： 記号番号：
		資産及び収入の状況の確認方法及び確認した書類	確認方法： 名称： 発行者： 記号番号：
		実質的支配者が外国 PEPs である顧客との取引	<input type="checkbox"/> 顧客の実質的支配者が外国 PEPs に該当する 顧客の実質的支配者が外国 PEPs に該当すると認めた理由
	<input type="checkbox"/> 対面取引		
	<input type="checkbox"/> 本人確認書類又は補完書類の提示を受けた →年月日時刻： <input type="checkbox"/> 登記情報の送信を受けた →年月日： <input type="checkbox"/> 公表事項を確認した →年月日： <input type="checkbox"/> 本人確認書類若しくは補完種類又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> 登記情報又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> 公表事項又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合） →年月日：		
	<input type="checkbox"/> 非対面取引		
	<input type="checkbox"/> 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けた →年月日： <input type="checkbox"/> 取引関係文書を送付した →年月日： <input type="checkbox"/> 取引関係文書の訪問での交付をした →年月日： <input type="checkbox"/> 登記情報の送信を受けた →年月日： <input type="checkbox"/> 公表事項を確認した →年月日： <input type="checkbox"/> 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> 登記情報又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> 公表事項又はその写しの添付 <input type="checkbox"/> 追加の書類を確認した（ハイリスク取引の場合） →年月日：		
	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（写し）の提示又は送付を受けた日と異なる日に確認した場合		
	<input type="checkbox"/> 取引を行う目的 →年月日： <input type="checkbox"/> 事業の内容 →年月日： <input type="checkbox"/> 実質的支配者 →年月日： <input type="checkbox"/> 資産及び収入の状況（ハイリスク取引の場合） →年月日：		
備考			

13. 取引記録等の作成・保存

特定業務に係る取引を行った場合若しくは特定受任行為の代理等を行った場合には、直ちにその取引等に関する記録を作成し、当該取引又は特定受任行為の代理等の行われた日から7年間保存しなければなりません。

- ※ 特定業務以外の業務に係る取引を行ったとしても、取引記録等を作成・保存する必要はありません。
- ※ 特定取引等に当たらない取引も、特定業務に含まれるものであれば、少額の取引等を除き、取引記録等の作成が必要です。

少額の取引等

1	現金、有価証券等の財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が200万円以下のもの
2	任意後見人の事務として行う特定受任行為の代理等

- ※ 租税、罰金、過料等の納付や成年後見人等裁判所又は主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理・処分については特定業務の対象外であり、取引記録等の作成・保存は不要です。

■取引記録等の記録事項

口座番号その他の顧客等の確認記録を検索するための事項（確認記録がない場合には、氏名その他の顧客等又は取引等を特定するに足りる事項） →帳簿（事件簿）の受託番号を記録するなどして、取引記録等と帳簿の連携を図る
取引又は特定受任行為の代理等の日付、種類、財産の価額
財産の移転を伴う取引又は特定受任行為の代理等にあつては、当該取引等及び当該財産の移転元又は移転先の名義その他の当該移転元又は移転先を特定するに足りる事項 等

□取引記録等の参考様式

No.	帳簿の受託番号	取引時確認記録の番号	取引又は特定受任行為の代理等			当該財産の移転元又は移転先の名義等
			日付	種類	財産の価額	

14. 疑わしい取引の届出

疑わしい取引の届出制度は、特定事業者の経験と知識によって支えられている制度であり、確認記録や取引記録等を保存することにより資金の流れを追跡できるようにするとともに、犯罪収益等に関係する疑いのある取引等の情報を届け出ることにより、その情報を捜査に役立てることができます。また、特定事業者を利用して犯罪収益が受け渡されることを防止し、特定事業者が行う業務に対する社会の信頼を高めるとともに、リスク管理にも寄与するものとされています。

令和4年12月改正犯罪収益移転防止法により、行政書士についても、守秘義務に係る事項を除き、疑わしい取引の届出が求められることとなりました。

■疑わしい取引の届出をすべき場合

下記のいずれかの場合、行政庁に疑わしい取引の届出を行います。

1	特定業務に係る取引又は特定受任行為の代理等において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあると認められる場合
2	顧客等が特定業務に係る取引又は特定受任行為の代理等に関し組織的犯罪処罰法第10条の罪若しくは麻薬特例法第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合

■届出先

	行政庁	届出先担当部局
行政書士又は行政書士法人	各都道府県知事	各都道府県庁の担当部局

■疑わしい取引の届出内容

疑わしい取引の届出を行う際に必要な記載事項は以下のとおりです。なお、届出を行う様式は犯罪収益移転防止法施行規則により定められています。

1	届出を行う特定事業者の名称及び所在地
2	対象特定代理等が発生した年月日及び場所
3	対象特定代理等が発生した業務の内容
4	対象特定代理等に係る行為又は手続の内容（当該行為又は手続が財産に係るものである場合にあつては、当該財産の内容を含む。）及び特定事業者において知り得た当該行為又は手続の目的
5	対象特定代理等に係る顧客等又は取引に係る取引時確認に係る事項
6	届出を行う理由 等

■疑わしい取引の届出方法

疑わしい取引の届出は、以下のいずれかの方法を選択することができます。

1	事業者プログラムを利用した届出	事業者プログラムを利用して届出データを作成し、インターネット（e-Gov電子申請）経由で届け出る。
		事業者プログラムを利用して届出データを作成し、電磁的記録媒体（CD等）で主管行政庁へ届け出る。
2	文書による届出	届出様式第1号～3号に必須項目を記入して届出書を作成し、添付資料と共に主管行政庁へ提出する。 ※記載例を後掲します。 ※様式は下記警察庁ウェブサイトからダウンロード可。

※ 初めて疑わしい取引の届出を行う際には、事前の手続きが必要です。

「疑わしい取引の届出方法」の「Ⅱ. 電子政府を利用した届出(事業者プログラム利用)」に従い、事前に「事業者 ID 発行申請書」による申請を行った後、事業者プログラムを入手・導入することで、届出データの作成ができるようになります。

作成した届出データを、e-Gov電子申請にて届け出るための準備については、「e-Gov電子申請ウェブサイト」をご参照ください。

(参考)

疑わしい取引の届出方法 (PDF)

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/pdf/houho20230822.pdf>

事業者 ID 発行申請書 (Excel)

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/data/idrequest.xlsx>

疑わしい取引の届出における入力要領 (PDF)

https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/pdf/youryou_240401.pdf

e-Gov電子申請ウェブサイト

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

各要領・様式等は警察庁ウェブサイトにて最新のものを入手・使用してください。

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

■疑いがあるかどうかの判断について

疑いがあるか否かは、個々の取引等の形態や顧客等の属性等によっても異なるので、一律に〇〇円以上の現金取引であるとか、〇〇回以上の頻繁な取引といったように画一的な基準を定めることはできませんが、各行政庁において所管特定事業者向けに、疑わしい取引に該当するかを判断する上での目安としてガイドラインを作成・公表しています。

ただし、ガイドラインはあくまで目安となる参考事例を例示しているものですので、ガイドラインに掲載されている事例に形式的に合致するものが全て疑わしい取引に該当するも

のではない一方、事例に該当しない取引等であっても、特定事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意してください。

【疑わしい取引の届出義務と行政書士の守秘義務の関係について】

疑わしい取引の届出義務と行政書士の守秘義務の優劣関係について、①届出が行われないことによる不利益（公共の福祉の侵害）と②届出を行うことによる不利益（秘密を明らかにすることによる信頼関係の喪失）との比較衡量によって個別具体的に判断されるべきものと考えられます。

犯罪収益移転防止制度研究会編著「全訂版逐条解説犯罪収益移転防止法」（東京法令、2023、p. 434～P. 438）によると、行政書士・税理士・公認会計士の3士業者による疑わしい取引の届出が行われる場合として想定される事例として下記のケースを挙げています。

（ケース1） 公認会計士

收受した財産が犯罪による収益である疑いがあり、顧客が善意であるため、顧客との関係で漏らしてはならない秘密がないと考えられる場合

・ A公認会計士が財務アドバイスを提供している甲法人の経営が悪化し、外国企業から資本支援を受けることとなり、当該外国企業からの資本支援に係る会計処理を行うことになった。会計処理に当たり、出資者に関する情報を収集したところ、当該資本提供者となった外国企業の代表者は、国際テロ組織に関与していると報道されている者が含まれていることが判明した。外国企業からの資本支援の原資は、テロリストが第三者から収集した犯罪収益（テロ資金供与罪に違反して収集した資金）ではないかとの疑いを持った。そこで、A公認会計士から甲法人に対し、資本支援を受け入れた今回のケースは犯罪収益の收受に当たるとのリスクを説明し、甲法人から外国企業に対して資本支援金の返還と関係解消を申し入れたところ、国際テロ組織の関係者と思われる者から殺害・傷害の可能性をちらつかせ脅迫され、出資金の返還と資本関係の解消を拒絶されていると報告があった。A公認会計士は、甲法人による犯罪収益の收受に該当する行為が行われた可能性が高いとして、届出を行った。

→依頼者である甲法人もA公認会計士の勧めに応じてマネロンに巻き込まれることを回避するよう行動を起こしており、依頼者たる甲法人との関係で漏らしてはならない秘密がないと判断される場合。

（ケース2） 税理士・行政書士

疑わしい取引の届出を行うことについて依頼者の同意があり、依頼者との関係で漏らしてはならない秘密がないと考えられる場合

・ B税理士は甲の依頼を受け、NPO法人の税務手続及び財産の管理・処分を代行。第三者である乙は甲が設立したNPO法人への寄附のためとして、甲に資金を持参した。甲はいったん預かったものの、その後、報道により、乙は暴力団関係者であることが判明した。甲は、乙が持参した資金は犯罪による収益ではないかとの疑いを持ち、B税理士に対し、疑わしい取引の届出を出すよう依頼した。

→依頼者である甲については犯罪収益の移転との関係はうかがわれないが、甲が設立したNPO法人に資金提供する目的で乙が持参した財産が犯罪による収益ではないかとの疑いを依頼者自身が持ち、B税理士は依頼者の勧めに従い、疑わしい取引の届出を行うもの。

※ 行政書士は、NPO法人の設立手続時に同様のケースが想定される。

(ケース3) 行政書士

マネロン行為を行っている疑いがある依頼者から、疑わしい取引の届出を提出してよいとの発言があり、依頼者の承諾が得られたと認められ、依頼者との関係で漏らしてはならない秘密がないと考えられる場合

・C行政書士は、甲から会社設立の手續の依頼を受けた。設立会社の形態や目的を確認した結果及び別途入手した甲が特殊詐欺グループと関わりを持つ人物であるとの情報を踏まえ、依頼を受けた会社設立は犯罪収益の移転を仮装するためにC行政書士を利用する目的ではないかとの疑いを持ったため、甲に対し、犯罪収益の移転を目的とした会社設立ではないか確認した。甲はC行政書士に対し、「会社設立はマネロン目的ではない。そのように疑いを持たれることは心外。先生が疑うなら、疑わしい取引の届出を出せばよい。」と通告してきた。

→依頼者である甲についてマネロン行為を行っている疑いがあり、C行政書士が甲に対し、犯罪収益の移転を目的とした会社設立ではないかと確認したところ、甲から「疑いがあるならば、疑わしい取引の届出を提出すればよい」との通告があったことから、本人の承諾が得られたと認められる場合。

■「行政書士及び行政書士法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」

行政書士法を所管する総務省において、「行政書士及び行政書士法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が策定・公表されました。

後掲しますので、個々の行政書士においてもこのガイドラインの内容を確認し、理解しておきましょう。

(資料) 疑わしい取引の届出の届出様式 記載例

別記様式第1号(第25条関係)

〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇〇〇 殿

事業者名 〇〇行政書士事務所

代表者名 行政 太郎

記入例

届出者: 行政書士(個人)

顧客等: 個人 の場合

疑わしい取引の届出について

犯罪による収益の移転防止に関する法律(第8条第1項・第8条第2項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

※届出通番(記入しないこと)					
届出特定事業者					
届出番号	2024 (年) - 0001 (番号)	部署名・営業所・代理店等名称	〇〇行政書士事務所		
役職		担当者名	行政 太郎		
本店〒・所在地	001-0000 〇〇県〇〇市…				
営業所・代理店等〒・所在地	001-0000 〇〇県〇〇市…				
電話番号	00-0000-0000	内線番号			
顧客等に関する情報					
フリガナ	トラノモン ハコ				
氏名(法人名)	虎ノ門 花子				
フリガナ					
通称・異名等	(通称等がある場合記載)				
個人・法人の別	個人	生年月日(設立日)	1962/1/1	性別	女
国籍	日本	在留資格			
電話番号	00-1111-1111				
電子メールアドレス等	tora@abc.jp				
〒・住所(所在地)	000-0000 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1-201			自宅住所	
ビル名等	〇〇ハイツ				
職業(事業内容)	会社員				
勤務先名(その他の連絡先)	〇〇コンサルタント	勤務先の事業	コンサルタント業		
〒・住所(所在地)	000-0000 〇〇県〇〇市〇〇2-2-2-301			勤務先所在地	
ビル名等	〇〇ビル				
届出理由					
虎ノ門花子氏より依頼を受けた土地の売買契約書の作成において、その売買における支払いが原資不明の多額現金により行われることとされることを把握したため					
上記売買契約の相手方(買主) 住所: 〇〇県〇〇市〇〇500 職業: 会社員 氏名: 〇〇次郎 生年月日: 不明					
ガイドライン番号	【行政書士】 1. 多額現金		捜査機関等からの照会の有無	無	
備考					

顧客等及び関係者の取引時確認に関する事項

顧客等(個人・法人)の本人確認書類					
本人確認書類の種別1	運転免許証	書類番号1	123456789011		
本人確認書類の種別2		書類番号2			
本人確認書類の種別3		書類番号3			
代表者・取引担当者・代理人・その他関係者に関する事項		顧客等に代わって取引をした代理人等がいる場合、記載			
フリガナ					
氏名					
生年月日・性別				関連内容	
特定取引等の任に当たっていると認められた理由					
国籍				在留資格	
電話番号					
電子メールアドレス等					
〒・住所					
ビル名等					
勤務先名(その他の連絡先)				勤務先の事業内容	
〒・住所(所在地)					
ビル名等					
本人確認書類の種別1				書類番号1	
本人確認書類の種別2				書類番号2	
実質的支配者に関する事項		顧客等が法人の場合、記載			
フリガナ					
氏名(法人名)					
個人・法人の別				生年月日(設立日)	
				性別	
実質的支配者と顧客等との関係及びその確認を行った方法					
国籍				在留資格	
電話番号					
電子メールアドレス等					
〒・住所(所在地)					
ビル名等					
勤務先名(その他の連絡先)				勤務先の事業内容	
〒・住所(所在地)					
ビル名等					
本人確認書類の種別1				書類番号1	
本人確認書類の種別2		書類番号2			
資産及び収入の状況に関する情報		当該取引が「過去に取引時確認を行った顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引」等の場合で、200万円を超える財産の移転を伴う場合、記載			
確認に用いた資料の種別					
資産及び収入の状況					
備考					

取引等に関する事項

継続的取引関係に関する事項			
継続的取引関係の有無の別	無	営業所・代理店等名称	
営業所・代理店等 干・所在地	継続的取引関係「有」 の場合、記載		
取引(口座等)種類又は内容			
開始年月日		取引の申込み方法	
取引を行う目的			
疑わしい取引に関する事項			
重要取引	○		継続的取引関係「有」顧客 等と複数取引ある場合、記載
当該取引等の成立・未成立の別	未成立		
当該取引等年月日	2024/5/1		
当該取引等の取扱店	特定事業者名称	○○行政書士事務所	
	営業所・販売店等名称	○○行政書士事務所	
	営業所・販売店等 干・所在地	001-0000	
当該取引等に関する 情報	取引等形態	来所	
	業務内容	宅地建物売買	
	取引を行う目的及び特定受任 行為の代理等に係る行為又は 手続の目的	取引を行う目的：虎ノ門花子氏の所有する土地を売却するため。 特定代理等に係る行為又は手続の目的： 借金返済のため。	
	決済方法	現金	
	金額	50,000,000	
	通貨単位	円	
	両替後の通貨単位	該当なし	
	手形・証券、金地金等の動産 の種類	該当なし	
	手形・証券、金地金等の動産 の番号	該当なし	
	不動産の種類	土地	
	不動産の地番	○○県○○市…	
	その他(特徴、詳細等)	令和4年4月1日取得	
	預貯金口座・クレジット カードを利用して行 われた場合	個人・法人の別	上記取引が預貯金口座等を利用 して行われた場合、記載
フリガナ			
(被)仕向先の氏名(法人名)			
銀行、クレジットカード会社等 の種類			
銀行、クレジットカード会社等 の名称			
営業所・代理店等名称			
口座・クレジットカード等種類			
口座・クレジットカード等番号			
送金先(元)国名			
当該取引等の際に使用した通称・異名等			
備考			

〇〇〇〇 殿

事業者名

〇〇行政書士法人

記入例

届出者：行政書士法人

顧客等：法人 の場合

代表者名

行政 太郎

疑わしい取引の届出について

犯罪による収益の移転防止に関する法律(第8条第1項・第8条第2項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

※届出通番(記入しないこと)			
届出特定事業者			
届出番号	2024 (年) - 0001 (番号)	部署名・営業所・代理店等名称	〇〇行政書士法人
役職	代表社員	担当者名	行政 太郎
本店〒・所在地	001-0000 〇〇県〇〇市…		
営業所・代理店等〒・所在地	001-0000 〇〇県〇〇市… (←従たる事務所の場合記入)		
電話番号	00-0000-0000	内線番号	
顧客等に関する情報			
フリガナ	〇〇サポートセンター		
氏名(法人名)	一般社団法人 〇〇サポートセンター		
フリガナ			
通称・異名等			
個人・法人の別	法人	生年月日(設立日)	2020/4/1
国籍		在留資格	
電話番号	00-1111-1111		
電子メールアドレス等	tora@abc.jp		
〒・住所(所在地)	000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 1-1-1-201	法人所在地	
ビル名等	〇〇ビル		
職業(事業内容)	コンサルタント業		
勤務先名(その他の連絡先)		勤務先の事業内容	
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
届出理由			
〇〇サポートセンター事務局長〇山〇夫氏より、系列の新規法人設立にかかる定款作成依頼があったが、同法人の実質的支配者は暴力団関係者であるとの噂があり、また本人特定事項の確認において、本人確認書類を偽造している疑いがあるため。			
ガイドライン番号	【行政書士】6. 本人確認書類偽造	捜査機関等からの照会の有無	無
備考			

顧客等及び関係者の取引時確認に関する事項

顧客等(個人・法人)の本人確認書類			
本人確認書類の種別1	履歴事項全部証明書	書類番号1	1234-56-789011
本人確認書類の種別2		書類番号2	
本人確認書類の種別3		書類番号3	
代表者・取引担当者・代理人・その他関係者に関する事項		顧客等が法人の場合、行政書士(法人)と取引をした者等について記載	
フリガナ	トラノモト ハコ		
氏名	虎ノ門 花子		
生年月日・性別	1962/1/1	女	関連内容 取引担当者(当該法人事務局長)
特定取引等の任に当たっていると認められた理由	当該法人の職員証を確認した。		
国籍	日本	在留資格	
電話番号	00-1111-1111		
電子メールアドレス等	tora@abc.jp		
〒・住所	000-0000	〇〇県〇〇市〇〇1-1-1-201	自宅住所
ビル名等	〇〇ハイツ		
勤務先名(その他の連絡先)	一般社団法人〇〇サポートセンター	勤務先の事業内容	コンサルタント業
〒・住所(所在地)	000-0000	〇〇県〇〇市〇〇2-2-2-301	勤務先所在地
ビル名等	〇〇ビル		
本人確認書類の種別1	運転免許証	書類番号1	123456789011
本人確認書類の種別2		書類番号2	
実質的支配者に関する事項			
フリガナ	ミト クイ		
氏名(法人名)	港区一		
個人・法人の別	個人	生年月日(設立日)	1975/1/1 性別 男
実質的支配者と顧客等との関係及びその確認を行った方法	当該法人の代表者との申告を受けた。		
国籍	日本	在留資格	
電話番号	090-0000-0000		
電子メールアドレス等	Kui@xyz.jp		
〒・住所(所在地)	000-0000	〇〇県〇〇市〇〇3-3-3	自宅住所
ビル名等			
勤務先名(その他の連絡先)	〇〇株式会社	勤務先の事業内容	貴金属買取
〒・住所(所在地)	000-0000	〇〇県〇〇市〇〇4-4-4	勤務先所在地
ビル名等			
本人確認書類の種別1	運転免許証	書類番号1	012345678901
本人確認書類の種別2		書類番号2	
資産及び収入の状況に関する情報		当該取引が「過去に取引時確認を行った顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引」等の場合で、200万円を超える財産の移転を伴う場合、記載	
確認に用いた資料の種別			
資産及び収入の状況			
備考			

取引等に関する事項

継続的取引関係に関する事項			
継続的取引関係の有無の別	無	営業所・代理店等名称	
営業所・代理店等 干・所在地			
取引(口座等)種類又は内容	継続的取引関係「有」 の場合、記載	顧客(口座等)番号	
開始年月日		取引の申込み方法	
取引を行う目的			
疑わしい取引に関する事項			
重要取引	○	継続的取引関係「有」顧客 等と複数取引ある場合、記載	
当該取引等の成立・未成立の別	未成立		
当該取引等年月日	2024/5/1		
当該取引等の取扱店	特定事業者名称	〇〇行政書士法人	
	営業所・販売店等名称	〇〇行政書士法人	
	営業所・販売店等 干・所在地	001-0000	〇〇県〇〇市…
当該取引等に関する 情報	取引等形態	来所	
	業務内容	法人設立	
	取引を行う目的及び特定受任 行為の代理等に係る行為又は 手続の目的	取引を行う目的：系列の新規法人を設立する ため、特定代理等に係る行為又は手続の目的：当 該法人と事業内容の異なる法人をするため。	
	決済方法	該当なし	
	金額	該当なし	
	通貨単位	該当なし	
	両替後の通貨単位	該当なし	
	手形・証券、金地金等の動産 の種別	該当なし	
	手形・証券、金地金等の動産 の番号	該当なし	
	不動産の種別	該当なし	
	不動産の地番	該当なし	
	その他(特徴、詳細等)	該当なし	
預貯金口座・クレジット カードを利用して行 われた場合	個人・法人の別	上記取引が預貯金口座等を利用 して行われた場合、記載	
	フリガナ		
	(被)仕向先の氏名(法人名)		
	銀行、クレジットカード会社等 の種別		
	銀行、クレジットカード会社等 の名称		
	営業所・代理店等名称		
	口座・クレジットカード等種類		
	口座・クレジットカード等番号		
送金先(元)国名			
当該取引等の際に使用した通称・異名等			
備考			

行政書士及び行政書士法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン

1 はじめに

① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る考え方

経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になっている。そのような中で、犯罪によって得た収益の出所などを分からなくするマネー・ローンダリングやテロ行為への資金供与の手口も複雑化・高度化している。

こうした資金の流れを放置すると、不正な資金が将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・強化に利用され、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えるおそれがある。

このため、国際社会においては、不正な資金の移転が、国境を越え脆弱な規制や不十分な対策の隙をついて行われるという認識のもと、金融活動作業部会(FATF)の多国間枠組みを通じて、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策(以下「マネロン対策等」という)の国際基準の策定・履行を協調して行い、世界全体での対策の実効性向上を図っている。

FATF 基準は、犯罪による収益の移転等を防止するため、これに利用されるおそれのある金融機関及び非金融事業者・職業専門家が適正な顧客管理措置を講ずることにより、そのリスクを抑制するとともに、これらの犯罪等が行われた場合における資金トレースを可能とし、当該犯罪の実態解明や検挙に資する仕組みを構築するために、特定の事業者及び職業専門家が行うべき措置を定めている。

以上の国内外の状況を踏まえ、適切にマネロン対策等を講じる必要がある。

② 本ガイドラインの位置付け等

本ガイドラインは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)(以下「犯収法」という。)第2条第2項に列挙する特定事業者のうち、同項第 47 号に規定する行政書士及び行政書士法人(以下「行政書士等」という。)を対象とする。

我が国の行政書士等が、マネロン・テロ資金供与に利用されず健全にその機能を維持していくため、本ガイドラインを踏まえたマネロン対策等への対応状況等について、適切にモニタリングを行っていく。

モニタリング等を通じて、本ガイドラインにおける措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与のリスクの管理態勢に問題があると認められる場合には、犯収法第 15 条及び第 18 条等に基づき、必要に応じ、行政庁(行政書士等が所属する行政書士会を所管する都道府県知事をいう。以下同じ。)において報告徴求や是正命令等の対応を行い、行政書士等の管理態勢の改善を図る。

2 求められる取組み

(ア)取引時確認

(ア)－1 行政書士等の特定業務・特定取引

犯収法別表(第4条関係)中「第2条第2項第47号に掲げる者」の項の規定により、行政書士等が、行政書士法第1条の2、第1条の3若しくは第13条の6に定める行政書士等の業務又はこれらに附随し、若しくは関連する業務のうち、「宅地又は建物の売買に関する行為又は手続」、「会社の設立又は合併に関する行為又は手続」等、若しくは、「現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分」の代理又は代行(以下、「特定受任行為の代理等」という。)を行うこと¹は、特定業務とされ、それらを行うことを内容とする契約の締結は、特定取引とされている。

【参考:行政書士等が行うことが想定される特定受任行為の代理例】

- ① 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続
 - ・ 行政書士法第1条の2第1項に基づき売買契約書を作成する場合や、同法第1条の3第1項第3号に基づいて売買契約書を代理作成する場合

- ② 会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続
 - ア) 次の業務で定款又は議事録を作成し、手続を行う場合
 - 株式会社
 - ・ 設立、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転、定款の変更、取締役若しくは執行役の選任又は代表取締役若しくは代表執行役の選定
 - 持分会社
 - ・ 設立、組織変更、合併又は合同会社の会社分割、定款の変更、業務執行社員又は代表社員の選任
 - イ) 「会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続」
 - 「会社以外の法人、組合又は信託」
 - ・ 特定非営利活動法人、特定目的会社、一般社団法人、一般財団法人、民法組合、匿名組合、有限責任事業組合等(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号。以下「施行令」という。)第8条第3項)
 - 「政令で定める行為又は手続」
 - ・ 設立、定款・規約の変更、執行役員・理事・取締役の選任、組合契約の締結又は変更等(施行令第8条第4項)

- ③ 200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分
 - ・ 公正証書遺言書等の作成に関連して遺言執行者(民法第1006条)に就き財産管理を行う場合
 - ・ 任意後見契約に関する法律第2条第1号に規定する任意後見契約の契約書の作成に関連して任意後見人に就き財産管理を行う場合

¹ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)」第8条第1項において、①租税の納付、②罰金、料料、追徴に係る金銭又は保釈に係る保証金の納付、③過料の納付、④成年後見人、保険業法第242条第2項又は第4項の規定により選任される保険管理人その他法律の規定により人又は法人のために当該人又は法人の財産の管理又は処分を行う者として裁判所又は主務官庁により選任される者がその職務として行う当該人又は法人の財産の管理又は処分は特定業務から除外されている。

その上で行政書士等が特定取引を行う場合は、本人確認等の取引時確認((ア)－2～(ア)－4)が義務づけられている(犯収法第4条)。

(ア)－2 特定事項等の確認

行政書士等は、犯収法第4条第1項により、以下の事項を確認することが求められる。

依頼者が自然人の場合	依頼者が会社又は団体等の場合
本人特定事項(氏名、住居及び生年月日)	本人特定事項(名称及び本店又は主たる事務所の所在場所)
依頼の目的	依頼の目的
職業	事業の内容
	実質的支配者の本人特定事項

依頼者の本人特定事項等の確認は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)」(以下「規則」という。)第6条(顧客等の本人特定事項の確認方法)、第9条(取引を行う目的の確認方法)、第10条(職業及び事業の内容の確認方法)及び第11条(実質的支配者の確認方法等)に掲げる方法によることが求められる。

また、依頼の目的や職業・事業の内容、実質的支配者の本人特定事項の確認については、当該依頼者から申告を受ける方法その他行政書士等がこれらの事項を判断するに足りる相当な方法によることが求められる。例えば、事業の内容に関しては、定款や登記事項証明書等が考えられる。

(ア)－3 実質的支配者の確認

実質的支配者とは、会社又は団体等の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいう(犯収法第4条第1項第4号)。行政書士等が会社又は団体等からの依頼を受けるに当たっては、実質的支配者の本人特定事項の確認が求められる(同号)。

実質的支配者は、規則第11条第2項に規定する以下の者が該当するものとされており、行政書士等において適切に判断する。

- ① 株式会社、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項)その他のその法人の議決権が当該議決権に係る株式の保有数又は当該株式の総数に対する当該株式の保有数の割合に応じて与えられる法人(以下、「資本多数決法人」という。)のうち、その議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接又は間接に有している自然人
- ② ①以外の資本多数決法人のうち、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人
- ③ 資本多数決法人以外の法人のうち、当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の4分の1を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人又は出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人
- ④ ①～③の自然人が存在しない法人においては、当該法人を代表し、その業務を執行

する自然人

行政書士等が実質的支配者を判断するに際し用いる資料としては、例えば、以下が考えられる。

- ・ 株主名簿
- ・ 有価証券報告書
- ・ 法人税確定申告書の別表
- ・ 公証人の定款認証における実質的支配者となるべき者の申告制度
- ・ 実質的支配者リスト制度

あらゆる会社又は団体等に対して、実質的支配者の判断において一律に上記の資料を用いることが求められる趣旨ではなく、依頼者のリスクに応じた対応が求められる。なお、依頼者が上場会社である場合、当該依頼者の本人特定事項等の確認を要しないため(この場合でも、行政書士等に対して現に依頼行為を行っている自然人の依頼権限の確認は求められる。)、実質的支配者の本人特定事項の確認も不要となる(犯収法第4条第5項、施行令第14条)。

(ア)ー4 ハイリスク取引の場合の確認

行政書士等は、資産管理行為等又は取引等を行うに際して、以下に該当する場合には、厳格な本人特定事項等の確認が求められる(犯収法第4条第2項、施行令第12条第3項)。

- ・ 取引の相手方になりすましの疑いがある場合
- ・ 取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある場合
- ・ 依頼者が外国 PEPs(施行令第12条第3項各号及び規則第15条各号に規定する外国の元首又は外国の政府、中央銀行等の機関において重要な地位を占める者やその親族など)である場合
- ・ マネロン等に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国²等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの

上記に該当する場合、行政書士等は、(ア)ー2及び(ア)ー3に掲げる通常の本人特定事項等の確認に加え、関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うことが求められる(犯収法第4条第2項後段)。

さらに、依頼者の資産及び収入の状況の確認を行うことも求められる。資産及び収入の状況の確認は、当該依頼者から申告を受ける方法その他行政書士等がこれらの事項を判断するに足りる相当な方法によることが求められる。判断に際し用いる資料としては、例えば以下の資料が考えられる(規則第14条第4項)。

依頼者が自然人の場合	依頼者が会社又は団体等の場合
源泉徴収票 確定申告書 預貯金通帳	貸借対照表 損益計算書

² 施行令第12条第2項各号に掲げる国又は地域をいう。

(イ) 確認記録及び取引記録の作成義務等

取引時確認を行った場合には、直ちに確認記録を作成し、特定取引等に係る契約が終了した日等から7年間保存しなければならない(犯収法第6条、規則第20条・第21条)。また、特定取引を行った場合には、少額の特定取引を除き、直ちに、取引記録を作成し、取引の行われた日から7年間保存しなければならない(犯収法第7条第2項及び第3項、施行令第15条第2項、規則第22条～第24条)。

保存する確認記録や取引記録は、自らの顧客管理の状況や結果等を示すものであるほか、同一の依頼者から再度の依頼があった場合や依頼を受けた後に犯罪収益の移転に関わる依頼であったことが疑われた場合に過去の確認状況や取引を振り返ること等により、当局への必要なデータの提出や、疑わしい取引の届出の要否の判断等にも必須の情報である。

(ウ) 取引確認等を的確に行うための措置

行政書士等は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うための措置を講ずるよう努めることが求められる(犯収法第11条、規則第32条)。

① 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置

なりすましの疑い等を的確に判断するためには、顧客等の最新の本人特定事項等を把握していることが必要であることから、行政書士等は、確認をした事項について、最新の内容に保つための措置を講ずることとされている。

具体的には、確認した本人特定事項等に変更があった場合に顧客等が行政書士等にこれを届け出る旨を約款に盛り込むこと等の措置を講ずる必要がある。

② 使用人に対する教育訓練の実施

行政書士等の使用人等が、犯収法に定める措置を的確に実施できるようにするため、行政書士等は、

- 実際に顧客等と接する職員等に、マネー・ローンダリングのリスクがあるか否かを認識するための具体的な注意点や対応要領について教育訓練する
- 犯収法の遵守状況を監査する機能を強化する
- 取引を行うに当たっての内部手続を定めた規則を作成するなどの措置を講ずる必要がある。

③ 取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成

取引時確認等の的確な実施を確保するため、行政書士等は、取引時確認等の措置の実施手順や対応要領等を定めた規程を作成する必要がある。

④ リスク評価、情報収集、記録の精査

行政書士等は自らが行う取引を調査、分析して、マネー・ローンダリングのリスクを評価した上で、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理、分析すること、確認記録や取引記録等を継続的に精査することが考えられる。

⑤ 統括管理者の選任

行政書士等内部において、教育訓練の実施、内部規程の作成、法の遵守状況の監査等、

取引時確認等の的確な実施のために必要な業務に関する責任の所在を明らかにし、一元的・効率的な業務運営を行うため、取引時確認等の実施等に関する事項を統括管理する者を選任することが求められる。

⑥ リスクの高い取引を行う際の対応

行政書士等が外国PEPsとの取引や通常でない取引等のリスクの高い取引を行う際には、統括管理者の承認を得ることが考えられる。また、行政書士等は、リスクの高い取引を行うに当たって行われる情報の収集、整理及び分析の結果を書面化し、これを確認記録や取引記録等とともに保存する必要がある。

⑦ 必要な能力を有する職員の採用

行政書士等は取引時確認等の措置が的確に行われるために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずる必要がある。

⑧ 取引時確認等に係る監査の実施

行政書士等は、取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な内部監査の実施を行う必要がある。

(エ) 疑わしい取引の届出³

令和4年12月に公布された改正犯収法により、行政書士等は、特定受任行為の代理等について、

- ・ 当該特定受任行為の代理等において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあると認められる場合

又は、

- ・ 顧客等が特定業務に係る取引に関し、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第10条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合

には、速やかに、疑わしい取引の届出を行政庁に行うこととされた(犯収法第8条第2項)。

行政庁に届けられた疑わしい取引は、警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止対策室(JAFIC: Japan Financial Intelligence Center)に集約され、JAFICでは、これらを整理・分析して、都道府県警察、検察庁等の捜査機関等へ提供すべき疑わしい取引に関する情報を選定し、提供される。

疑わしい取引に関する情報の提供を受けた捜査機関等は、マネー・ローンダリング事犯若しくはその前提犯罪に係る捜査又は犯則事件の調査に活用し、また、疑わしい取引に関する情報のうち、外国との取引に関する情報等は、必要に応じて国家公安委員会・警察庁から外国FIU(Financial Intelligence Unit: 資金情報機関)にも提供され、国際的な犯罪による収益の移転状況の解明等に役立てられる。

³ 届出方法等は警察庁HPを参照(<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/todotop.htm>)

疑わしい取引の届出を行わなければならない場合については、特定受任行為の代理等そのものにおいて收受した財産が犯罪による収益である疑いがあると認められる場合でなくとも、その準備・関連行為と捉えられるもの（いわゆる顧問契約等）において收受した財産が犯罪による収益であると認められる場合も含まれ得る。

① 疑わしい取引の届出の方法等

疑わしい取引の届出をしようとする行政書士等は速やかに、規則別記様式第1号～第3号の届出書を行政庁に提出しなければならない（施行令第16条、規則第25条）。

② 守秘義務を踏まえた届出義務の実施

行政書士等については、行政書士業務が依頼者の権利義務と密接な関係を持ち、依頼を受けた事件に関連し個人の秘密を知る場合が多いことから、行政書士法第12条において秘密を守る義務が定められているが、依頼者が安心して真実を話すことができるよう、守秘義務に配慮し、疑わしい取引の届出義務を課すこととし、同条が定める守秘義務に照らし、漏らしてはならないこととされる事項が含まれる場合は、届出義務が免除される旨の規定が設けられている（犯収法第8条第2項ただし書）。

疑わしい取引の届出義務と行政書士等の守秘義務の優劣関係については、①届出が行われないことによる不利益（公共の福祉の侵害）と、②届出を行うことによる不利益（秘密を明らかにすることによる信頼関係の喪失）との比較衡量によって個別具体的に判断されるべきものである。

（オ）疑わしい取引の参考事例

以下の事例は、行政書士等が犯収法第8条第2項に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引として、類型を例示したものである。

個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、依頼者の属性、依頼行為の状況その他行政書士等の保有している当該取引に係る具体的な情報を最新の内容に更新しながら総合的に勘案して行政書士等において判断する必要がある。

したがって、これらの事例は、行政書士等が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものであるが、これらの事例に形式的に合致するものすべてが疑わしい取引に該当するものではないこと。

一方、これら事例に該当しない取引であっても、行政書士等が疑わしい取引に該当すると判断したものについては届出を行う必要があること。

なお、各事例ともに、合理的な理由がある場合はこの限りではない。

【参考：行政書士等に係る疑わしい取引の参考事例】

1. 現金の使用形態等に着目した参考事例

(1) 売買契約書の作成代理を行った契約において、その売買契約における支払いが多額の現金により行われている。

(2) 短時間のうちに複数の契約や出資等を繰り返しており、支払総額が多額になっている。

- (3) 顧客の収入、資産等に見合わない多額の契約を行っている。
- (4) 行政書士等の管理する口座を通じて支払いを行うよう求めてくる。

2. 真の契約者を隠匿している可能性に着目した参考事例

- (1) 顧客が契約書等への自己の名前の記入や、本人確認書類の提示等を拒否している。
- (2) 本人確認の際に顧客が提示した身分証明書等が偽造である疑いがある。
- (3) 売買契約の締結等が、架空名義又は借名で行われた疑いがある。
- (4) 複数の作成書類に異なる名前を使用した。
- (5) 実体がない疑いが生じた法人の関係者が取引に関わっている。
- (6) 当該業務と関係のない場所に書類の送付を希望している。

3. 取引の特異性(不自然さ)に着目した参考事例

- (1) 同一人物が、短期間のうちに多数の宅地又は建物を売買しようとしている。
- (2) 宅地又は建物の購入後、短期間のうちに当該物件を売却しようとしている。
- (3) 経済合理性から見て異常な取引を行おうとしている。(たとえば、売却することを急ぎ、市場価格を大きく下回る価格での売却でも厭わないとする場合等)
- (4) 具体的な活動の見通しが法人を設立しようとしている。

4. その他の参考事例

- (1) 顧客より「疑わしい取引の届出」を行わないよう依頼又は強要を受け、極めて高額報酬等により買収を持ちかけられた。
- (2) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引である。
- (3) 知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引である。
- (4) 公的機関など、外部機関から犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引である。

(カ) 外為法及び財産凍結法上の義務

平成 13 年9月の米国における同時多発テロ事件の発生や、核・その他の大量破壊兵器等の開発を受け採択された国連安保理決議により、タリバーン関係者やテロリスト等、大量破壊兵器等の拡散に関与する者等に対する「遅滞なき資産凍結」の措置が各国に求められている。我が国では、当該安保理決議の要請等に基づき、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)や国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成 26 年法律第 124 号)に基づいてタリバーン関係者やテロリスト等に対し、資金その他資産の使用・資金の流れを防止するための資産凍結措置を実施している。

資産凍結義務は事業者や職業専門家を含めた何人にも課されている義務であり、行政書士等においても、個々の依頼者のほか、取引の内容等にも着目し、各規制に該当しないことを確認するために、下記の対応をとることが求められる。

- ・取引の内容について最新の制裁リストと照合するなど、的確な運用を図ること
- ・制裁対象者が新たに指定された際には、遅滞なく、依頼者に係る情報と照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守

3 リスクベース・アプローチ

① リスクベース・アプローチの意義

マネロン・テロ資金供与の手法や態様は、その背景となる犯罪等の動向のほか、広く産業や雇用の環境、人口動態、法制度や、ICT 技術の発達に伴う取引形態の拡大、経済・金融サービス等のグローバル化の進展等、様々な経済・社会環境の中で常に変化している。そのため、財産等の移転の手法や態様の変化に応じ、マネロン対策等は、不断に高度化を図っていく必要がある。

行政書士等においては、マネロン・テロ資金供与リスクを自ら適切に特定・評価し、これに見合った体制の構築・整備等を優先順位付けしつつ機動的に行っていくため、リスクベース・アプローチによる実効的な対応が求められる。

FATF は、マネロン対策等のために各国が採るべき対策の基準として 40 の勧告を策定しているが、第1の勧告として、限られた資源を有効に活用してマネロン等を効果的に防止する観点から、マネロン等のリスクを評価した上で、当該リスクに応じた措置を講じるリスクベース・アプローチの考え方を採用している。

マネロン対策等におけるリスクベース・アプローチとは、行政書士等が、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これをリスク許容度の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。

② リスクの特定・評価・低減

リスクベース・アプローチにおいては、マネロン・テロ資金供与リスクへの対応を、リスクの特定・評価・低減等の段階に便宜的に区分するなど、順を追って検討していくことが重要である。

(ア) リスクの特定

リスクの特定は、自らが受任する行為や依頼者の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定するものであり、リスクベース・アプローチの出発点である。

なお、検証に際しては、国によるリスク評価(犯収法で定める「犯罪収益移転危険度調査書」⁴⁾)の結果を踏まえる必要があるほか、日本行政書士会連合会・単体会等が行う分析等についても適切に勘案する必要がある。

さらに、こうした分析等は、複数の行政書士等に共通して当てはまる事項を記載したものであることが一般的であり、各行政書士等においては、これらを参照するとどまらず、自らの業務の特性とそれに伴うリスクを包括的かつ具体的に想定して、直面するリスクを特定しておく必要がある。

⁴ 国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」(根拠: 犯収法第3条第3項)

【対応が求められる事項】

- ① 国によるリスク評価の結果等を勘案しながら、自らが受任する行為や依頼者の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定すること
- ② 包括的かつ具体的な検証に当たっては、自らの営業地域の地理的特性や、事業環境のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮すること
- ③ 依頼に係る国・地域について検証を行うに当たっては、FATF や内外の当局等から指摘を受けている国・地域も含め、包括的に、直接・間接の関係性を検証し、リスクを把握すること
- ④ 新たな技術を活用する行為その他の新たな態様による行為を代理する場合には、当該受任行為の代理の実行前に、当該取引に係るマネロン・テロ資金供与リスクについて専門家の意見を聞くよう努めること

【参考：マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等】

年	悪用された取引	内国為替取引※1	現金取引	預金取引	クレジットカード	前払式支払手段※2・3	暗号資産	法人格	外国との取引(外国為替等)	資金移動サービス	宝石・貴金属	法律・会計専門家	外貨両替	金融商品	金融商品	合計
令和2		110	120	96	20	11	32	14	16	1	2	1	1	0	0	424
令和3		208	72	40	40	21	9	16	9	9	2	1	1	2	0	430
令和4		266	105	24	55	39	16	6	7	10	1	1	0	0	2	530
合計		584	297	160	115	71	57	36	32	20	5	3	2	2	2	1,384

出典：犯罪収益移転危険度調査書 P30(国家公安委員会・令和5年12月)

※1預金取扱金融機関を利用した国内送金

※2令和5年度調査書から、電子マネーの名称を前払式支払手段に変更

※3令和2年及び3年の前払い式支払手段の数値は、電子マネーの内前払式支払手段に該当した取引を計上

(イ) リスクの評価

リスクの評価は、前記(ア)において特定されたマネロン・テロ資金供与リスクの自らへの影響度等の評価し、低減措置等の具体的な対応を基礎付け、リスクベース・アプローチの土台となるものであり、自らの事業環境・経営戦略の特徴を反映したものである必要がある。

【対応が求められる事項】

- ① リスク評価の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき、前記「(ア)リスクの特定」において特定されたマネロン・テロ資金供与リスクについて、評価を実施すること
- ② 上記①の評価を行うに当たっては、疑わしい取引の届出の状況等の分析等を考慮する

こと

- ③ リスク評価の結果を分析し、これを踏まえてリスク低減に必要な措置等を検討すること
- ④ 定期的にリスク評価を見直すほか、マネロン対策等に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと

(ウ) リスクの低減

(i) リスク低減措置の意義

自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを低減させるための措置は、リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与リスク管理体制の実効性を決定付けるものである。

リスクベース・アプローチにおいては、前記(ア)、(イ)で特定・評価されたリスクを前提としながら、実際の顧客の依頼者・依頼行為の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断した上で、当該措置を実施することとなる。⁵

リスク低減措置は、個々の依頼者やその行う取引のリスクの大きさに応じて実施すべきものであり、自らが定めるところに従って、マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合には、より厳格な措置を講ずることが求められる一方、リスクが低いと判断した場合には、より簡素な措置を行うことが許容される。

いずれにせよ、リスク低減措置の具体的内容は、自らが直面するリスクに応じて、行政書士等において依頼者や受任行為ごとに個別具体的に検討・実施されるべきものであり、行政書士等においては、本ガイドラインに記載された事項のほか、日本行政書士会連合会・単位会等を通じて共有される事例や監督当局からの情報等も参照しつつ、自らのリスクに見合った低減措置を工夫していくことが考えられる。

【対応が求められる事項】

- ① 自らが特定・評価したリスクを前提に、個々の依頼者・依頼行為の内容等を調査し、この結果を当該リスクの評価結果と照らして、講ずべき実効的な低減措置を判断・実施すること
- ② 個々の依頼者や依頼行為のリスクの大きさに応じて、自らの方針・手続・計画等に従い、マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合にはより厳格な低減措置を講ずること
- ③ 本ガイドライン記載事項のほか、日本行政書士会連合会・単位会等を通じて共有される事例や監督当局からの情報等を参照しつつ、自らの直面するリスクに見合った低減措置を講ずること

⁵ リスク低減措置のうち、特に個々の依頼者に着目し、自らが特定・評価したリスクを前提として、個々の依頼者の情報や当該依頼者が行う取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断・実施する一連の流れを、本ガイドラインにおいては、「顧客管理」(カスタマー・デュー・ディリジェンス)と呼ぶ。

【参考：リスクが低い取引の要因】

	危険度を低下させる要因	左記要因が危険度を低下させると考えられる理由
①	資金の原資が明らか	資金の原資の性質や帰属元が明らかな取引は、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
②	顧客等が国又は地方公共団体	国又は地方公共団体を顧客等とする取引は、国の職員等により、法令上の権限や内部管理体制等の下で行われるため、取引の過程・内容に関して透明性が高く、資金の出所又は使途先が明らかであることから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
③	法令等により顧客等が限定されている	法令等により取引を行うことができる顧客等が限定されている取引は、マネー・ローンダリング等を企図する者が取引に参加することが難しいことから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
④	取引の過程において法令により国等の監督が行われている	取引を行うに際して、国等への届出や国等による承認が必要となる取引は、国等による監督が行われることから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
⑤	会社等の事業実態を仮装することが困難	法人等のために、事業上の住所や設備、通信手段、管理上の住所等を提供するサービスは、事業の信用、業務規模等に関して架空の、又は誇張された外観を作出することができるため、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があるものの、当該サービスのうち、会社等の事業実態を仮装することが困難なものは、マネー・ローンダリング等に悪用することも困難であるため
⑥	蓄財性がない、又は低い	蓄財性がない、又は低い商品・サービスへの犯罪収益の投資は、マネー・ローンダリング等には非効率的であるため
⑦	取引金額が規制の敷居値を下回る	取引金額が規制の敷居値を下回る取引は、マネー・ローンダリング等の観点から非効率であるため
⑧	顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている	法令等により顧客等の本人性が確認されている取引及び業法等により国からの認可等を受けている者を顧客とする取引は、顧客等の本人性が明らかであることから、資金に関する事後追跡の可能性が担保されているため

出典：犯罪収益移転危険度調査書 P140(国家公安委員会・2022年12月)

(ii) 顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

前記のとおり、リスク低減措置のうち、特に個々の依頼者に着目し、自らが特定・評価したリスクを前提として、個々の依頼者の情報や当該依頼者が行う依頼の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断・実施する一連の流れを、本ガイドラインにおいては、「顧客管理」(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)と呼んでおり、これはリスク低減措置の中核的な項目である。

行政書士等が依頼者と取引を行うに当たっては、当該依頼者がどのような人物・団体で、団体の実質的支配者は誰か、どのような依頼目的を有しているか、資金の流れはどうなっている

かなど、依頼者に係る基本的な情報を適切に調査し、講ずべき低減措置を判断・実施することが必要不可欠である。

顧客管理の一連の流れは、受任行為の開始時、継続時、終了時の各段階に便宜的に区分することができるが、それぞれの段階において、個々の依頼者や依頼行為のリスクの大きさに応じて調査し、講ずべき低減措置を的確に判断・実施する必要がある。

行政書士等においては、これらの過程で確認した情報、自らの規模・特性や業務実態等を総合的に考慮し、全ての依頼者についてリスク評価を実施するとともに、自らが、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した依頼者については、いわゆる外国 PEPs や特定国等に係る依頼者も含め、リスクに応じた厳格な顧客管理(Enhanced Due Diligence: EDD)を行う一方、リスクが低いと判断した場合には、リスクに応じた簡素な顧客管理(Simplified Due Diligence: SDD)を行うなど、依頼の円滑な受任に配慮することが求められる。

【対応が求められる事項】

- ① 自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる依頼者・受任行為とそれへの対応を類型的・具体的に判断することができるよう、依頼者の受入れに関する方針を定めること
- ② 前記①の依頼者の受入れに関する方針の策定に当たっては、依頼者及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、依頼行為の内容等、依頼者に関する様々な情報を勘案すること
- ③ 依頼者及びその実質的支配者の本人特定事項を含む本人確認事項、依頼行為の目的等の調査に当たっては、信頼に足る証拠を求めてこれを行うこと
- ④ 依頼者及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じて必要な措置を講ずること
- ⑤ 信頼性の高いデータベースを導入するなど、行政書士等の規模や特性等に応じた合理的な方法により、リスクが高い依頼者を的確に検知する枠組みを構築すること
- ⑥ 依頼行為の内容、国・地域、依頼者の属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果(前記(イ)で行うリスク評価)を踏まえて、全ての依頼者についてリスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を依頼者のリスク評価に応じて判断すること
- ⑦ マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した依頼者については、以下を含むリスクに応じた厳格な顧客管理(EDD)を実施すること
 - イ) 資産・収入の状況、依頼の目的、職業・地位、資金源等について、リスクに応じ追加的な情報を入手すること
 - ロ) 当該依頼者との依頼行為の実施等につき、上級管理職の承認を得ること
 - ハ) リスクに応じて、当該依頼者が依頼する行為に係る数居値の厳格化等の取引モニタリングの強化や、定期的な依頼者情報の調査頻度の増加等を図ること
- 二) 当該依頼者と属性等が類似する他の依頼者につき、依頼者に係るリスク評価の厳格化等が必要でないか検討すること
- ⑧ 依頼者の事業内容、所在地等が依頼目的、依頼の内容等に照らして合理的ではないなどのリスクが高い依頼等について、依頼行為の開始前又は多額の資金に絡む行為の依頼等に際し、事業実態や所在地等を把握するなど追加的な措置を講ずること

- ⑨ マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した依頼者については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該依頼者が行う依頼のモニタリングに係る数値を上げたり、依頼者情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどのリスクに応じた簡素な顧客管理(SDD)を行うなど、依頼の円滑な受任に配慮すること⁶⁷
- ⑩ 以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること
 - イ) 依頼類型や依頼者の属性等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること
 - ロ) 各依頼者に実施されている調査の範囲・手法等が、依頼行為の内容や取引モニタリングの結果等に照らして適切か、継続的に検討すること
 - ハ) 各依頼者のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合等の機動的な依頼者の情報の確認に加え、定期的な確認に関しても、確認の頻度を依頼者のリスクに応じて異にすること
 - ニ) 継続的な顧客管理により確認した依頼者情報等を踏まえ、依頼者に対するリスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講ずること特に、取引モニタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した依頼者リスク評価を適切に反映すること
- ⑪ 必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した依頼者・依頼行為等については、依頼を受任することの謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討すること。その際、マネロン対策等の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わないこと

【対応が期待される事項】

- ・ 団体である依頼者についてのリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、当該団体が形成しているグループも含め、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスクを勘案すること

4 当局によるモニタリング等

上述のとおり、監督当局としては、本ガイドラインを踏まえた行政書士等におけるマネロン対策等の取組み状況等について、適切にモニタリングを行い、その結果得られた情報を行政書士等と共有しつつ、管理体制の強化を促し、必要に応じて、監督上の措置を講ずることを検討していく。

こうしたモニタリングを行うに当たっては、我が国におけるマネロン・テロ資金供与に係る実質的なリスクに着目するアプローチを採ることとし、利用可能な情報を収集・集約し、業界全体を俯瞰した上で、行政書士等のリスクを特定し、評価する。その上で、特定・評価したリスクの高低に応じて資源を配分して、実効的かつ効率的なモニタリングを行っていく。

監督当局は、リスクの特定・評価の際に、マネロン・テロ資金供与に係る国際的な動向も踏まえながら、様々な依頼の形態、国・地域、依頼者の属性等を勘案したフォワード・ルッキング

⁶ この場合にあっても、行政書士等が我が国及び当該依頼行為に適用される国・地域の法規制等を遵守することは、もとより当然である。

⁷ FATF 等においては、少額・日常的な個人取引を、厳格な顧客管理を要しない取引の一例として挙げている。

なモニタリングを行っていく。

前記のようなリスクの特定・評価・分析を行うに当たっては、種々の定量・定性情報等の客観的資料が必要となる。監督当局としては、既に入手可能なデータのほか、例えば以下の情報等を必要に応じて行政書士等より提出を受けたり、各行政書士等の内部管理体制に関するヒアリングを行うこと等により、監督当局によりリスクベース・アプローチの実効性の向上を図る。

- ✓ 疑わしい取引の届出件数(国・地域別、顧客属性別等の内訳)
- ✓ 内部監査や研修等(関係する資格の取得状況を含む。)の実施状況
- ✓ 特定事業者作成書面等
- ✓ 行政書士法人におけるマネロン・テロ資金供与リスク管理についての統括管理者への報告や検討の状況

これらの情報は、行政書士等がリスクベース・アプローチにおけるリスクの特定・評価等を行う際にも有用であり、行政書士等においては、これらの情報その他自らのリスク分析に必要な情報を蓄積・整理した上で、自らのリスクベース・アプローチの実効性向上のために活用することが期待される。

また、前記モニタリングの過程で見られた事例について、我が国行政書士等のマネロン・テロ資金供与対策等の全体の水準の底上げに資すると考えられるものについては、監督当局として、積極的に行政書士等との共有を図っていく。

なお、犯収法第3条第3項では、国家公安委員会において、我が国における犯罪収益移転の危険性等について、犯罪収益移転危険度調査書を公表することとされている。行政書士等の監督当局として、当該調査書も踏まえて、行政書士等に対するリスクベース・アプローチに基づくモニタリングを適時に実施する。

5 官民連携・関係当局との連携等

高まりをみせるマネロン・テロ資金供与リスクに対して、我が国行政書士等の事業環境全体の健全性を維持するためには、個別の行政書士等における対応のみならず、関係当局、日本行政書士会連合会・単位会等が連携・協働して対応を進めていく必要がある。

特に、時々変化するマネロン・テロ資金供与の動向に機動的に対応するためには、国際的な議論・先進的な取組み等についての情報収集が重要となるが、個別の行政書士等において収集できる情報には限界があることも考えられるほか、対応のノウハウを蓄積する上でも、非効率となりかねない。

こうした観点から、監督当局としては、従前以上に日本行政書士会連合会・単位会や、関係省庁との連携を深めて情報収集を強化し、モニタリング等で得た参考となる事例等も含め、こうした過程で収集した優良事例等について、行政書士等と共有を図っていく。また、日本行政書士会連合会・単位会等と連携しながら、個別行政書士等とも継続的に対話等を行うなどして、マネロン対策等に係る課題や解決策、環境整備等についての継続的な検討を促していく。

また、日本行政書士会連合会・単位会等においては、業界の特性を踏まえながら、行政書士等に対して、マネロン・テロ資金供与に係る最新の動向や、課題・解決策のあり方や事例等についての情報提供を行うほか、行政書士等のマネロン対策等の実施・高度化に係る支援を行うなど、中心的な役割を果たすことが求められる。

さらに、こうしたマネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務の効率化の観点からは、前記

のような積極的な情報共有に加え、顧客管理、リスク評価、取引モニタリング・フィルタリング等の様々な分野において、テクノロジー等を使った高度化、アウトソーシング等による共同化といった取組みを、その有効性を高めつつ促進していくことも重要である。

他方、監督当局としても、官民双方の円滑なコミュニケーションを更に促進する観点から、日本行政書士会連合会・単位会や個別行政書士等からの意見等を踏まえて、モニタリングやアウトリーチ等のあり方についても、継続的に見直していく。

さらに、こうした我が国監督当局の取組みは、国内における関係省庁との連携の下、有効に行われる必要がある。

監督当局としては、このように、日本行政書士会連合会・単位会、個別行政書士等、関係省庁等と密接に情報交換・連携を図り、我が国における実行的なマネロン対策等を確保するための施策を講じていく。

(以上)

法令集

(犯罪による収益の移転防止に関する法律・施行令・施行規則抜粋)

犯罪による収益の移転防止に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれを剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること（以下「犯罪による収益の移転防止」という。）が極めて重要であることに鑑み、特定事業者による顧客等の本人特定事項（第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。第三条第一項において同じ。）等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第二条第四項に規定する犯罪収益等又は麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一～四十六 省略

四十七 行政書士又は行政書士法人

四十八～四十九 省略

3 この法律において「顧客等」とは、顧客（前項第四十号に掲げる特定事業者にあつては、利用者たる顧客）又はこれに準ずる者として政令で定める者をいう。

(取引時確認等)

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるも

のにあつては、主務省令で定める事項) 及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。)

二 取引を行う目的

三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容

四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあっては、その者の本人特定事項

2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況(第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項)の確認を行わなければならない。この場合において、第一号イ又はロに掲げる取引に際して行う同項第一号に掲げる事項の確認は、第一号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項又は第二項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

一 次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの

イ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の際に行われた前項若しくはこの項(これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第四項の規定による確認(ロにおいて「関連取引時確認」という。)に係る顧客等又は代表者等(第六項に規定する代表者等をいう。ロにおいて同じ。)になりすましている疑いがある場合における当該取引

ロ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等(その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。)との取引

二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの(以下この号において「特定国等」という。)に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの

3 第一項の規定は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項(これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による確認(当該確認について第六条の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている顧客等との取引(これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。)であつて政令で定めるものについては、適用しない。

4 特定事業者は、顧客等について第一項又は第二項の規定による確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で第一項又は第二項前段に規定する取引(以下「特定取引等」という。)を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)は、当該顧客等の当該確認に加え、当該特定取引等の任に当たっている自然人についても、主務省令で定めるところにより、そ

の者の本人特定事項の確認を行わなければならない。

5 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合であって、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときには、第一項又は第二項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

国等（人格のない社団又は財団を除く。）	第一項	次に	第一号に
	第一項第一号	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項
	第二項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項）	前項第一号に掲げる事項
人格のない社団又は財団	第一項	次に	第一号から第三号までに
	第一項第一号	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項
	第一項第三号	当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容	事業の内容
	第二項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項）	前項第一号から第三号までに掲げる事項

6 顧客等及び代表者等（前二項に規定する現に特定取引等の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。）は、特定事業者が第一項若しくは第二項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（以下「取引時確認」という。）を行う場合において、当該特定事業者に対して、当該取引時確認に係る事項を偽ってはならない。

（特定事業者の免責）

第五条 特定事業者は、顧客等又は代表者等が特定取引等を行う際に取引時確認に応じないときは、当該顧客等又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該特定取引等に係る義務の履行を拒むことができる。

（確認記録の作成義務等）

第六条 特定事業者は、取引時確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、当該取引時確認に係る事項、当該取引時確認のためにとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録（以下「確認記録」という。）を作成しなければならない。

2 特定事業者は、確認記録を、特定取引等に係る契約が終了した日その他の主務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

（取引記録等の作成義務等）

第七条 特定事業者（次項に規定する特定事業者を除く。）は、特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等（別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄に規定する特定受任行為の代理等をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）を行った場合には、その価額が少額である財産の処分の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 特定事業者は、前二項に規定する記録（以下「取引記録等」という。）を、当該取引又は特定受任行為の代理等の行われた日から七年間保存しなければならない。

（疑わしい取引の届出等）

第八条 特定事業者（第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者を除く。）は、特定業務に係る取引について、当該取引において収受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

2 第二条第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等に

ついて、当該特定受任行為の代理等において収受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該特定受任行為の代理等に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。ただし、当該事項に次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該各号に定める法律の規定により漏らしてはならないこととされる事項が含まれる場合は、この限りでない。

一 第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十二条

二 第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者 公認会計士法第二十七条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）

三 第二条第二項第四十九号に掲げる特定事業者 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十八条

3 前二項の規定による判断は、第一項の取引又は前項の特定受任行為の代理等（以下この項において「取引等」という。）に係る取引時確認の結果、当該取引等の態様その他の事情及び第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従って当該取引等に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法により行わなければならない。

4 特定事業者（その役員及び使用人を含む。）は、第一項又は第二項の規定による届出（以下「疑わしい取引の届出」という。）を行おうとすること又は行ったことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならない。

5 行政庁（都道府県知事又は都道府県公安委員会に限る。）は、疑わしい取引の届出を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出に係る事項を主務大臣に通知するものとする。

6 行政庁（都道府県知事及び都道府県公安委員会を除く。）又は前項の主務大臣（国家公安委員会を除く。）は、疑わしい取引の届出又は同項の通知を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第十一条 特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下この条において「取引時確認等の措置」という。）を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、次に掲げる措置を講ずるように努めなければならない。

一 使用人に対する教育訓練の実施

二 取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成

三 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任

四 その他第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして主務省令で定める措置

（報告）

第十五条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対しその業務に関して

報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第十六条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項の規定は、特定事業者である日本銀行については、適用しない。

(指導等)

第十七条 行政庁は、この法律に定める特定事業者による措置の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(是正命令)

第十八条 行政庁は、特定事業者がその業務に関して第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項、第六条、第七条、第八条第一項から第四項まで又は第九条から第十条の五までの規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務省令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

(行政庁等)

第二十二条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。

一～十七 省略

十八 第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者 都道府県知事

2～10 省略

(主務大臣等)

第二十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 次のイからホまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項（次号から第四号までに掲げる事項を除く。）に関して、それぞれ当該イからホまでに定める大臣又は委員会

イ～ニ 省略

ホ 第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者 総務大臣

二～四 省略

2 この法律における主務省令は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。

(罰則)

第二十五条 第十八条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条若しくは第十九条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十七条 顧客等又は代表者等の本人特定事項を隠蔽する目的で、第四条第六項の規定に違反する行為（当該顧客等又は代表者等の本人特定事項に係るものに限る。）をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

附 則 （令和四年一二月九日法律第九七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項第二号イの改正規定、第三条から第五条までの規定及び第六条中犯罪による収益の移転防止に関する法律第十三条第一項の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条、第十条及び第十五条（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第三条第十二号の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第二条中外国為替及び外国貿易法の目次の改正規定、同法第十七条の二第一項の改正規定、同法第十八条第四項の改正規定、同法第二十二條の三の改正規定、同法第六章の二の次に一章を加える改正規定、同法第七十一条第十二号を同条第十三号とする改正規定、同条第十一号を同条第十二号とする改正規定、同条第十号を同条第十一号とする改正規定及び同条第九号の次に一号を加える改正規定（附則第三条において「外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定」という。）並びに第六条中犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条の改正規定、同法第七条第二項の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十八条の改正規定（「第三項」を「第四項」に改める部分に限る。）及び同法別表の改正規定（附則第八条第一項において「犯罪収益移転防止法第四条等の改正規定」という。）並びに附則第四条、第五条、第八条及び第十四条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下この条において「犯罪収益移転防止法」という。）第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者（次項及び第四項において「司

法書士等」という。)が、第二号施行日前の取引の際に第六条の規定(犯罪収益移転防止法第四条等の改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正前の犯罪収益移転防止法(以下この条において「旧犯罪収益移転防止法」という。)第四条第一項又は第二項の規定による確認(当該確認について犯罪収益移転防止法第六条の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている犯罪収益移転防止法第二条第三項に規定する顧客等(第六条の規定による改正後の犯罪収益移転防止法(以下この条において「新犯罪収益移転防止法」という。)第四条第五項に規定する国等(第四項において「国等」という。)を除く。)との間で行う第二号施行日以後の取引(これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。)であって政令で定めるものについての新犯罪収益移転防止法第四条第一項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「第二号から第四号までに」とする。

2 司法書士等が、第二号施行日前の取引の際に旧犯罪収益移転防止法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項又は第二項の規定による確認(当該確認について犯罪収益移転防止法第六条の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている犯罪収益移転防止法第二条第三項に規定する顧客等(人格のない社団又は財団に限る。)との間で行う第二号施行日以後の取引(これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。)であって政令で定めるものについての新犯罪収益移転防止法第四条第一項の規定の適用については、同条第五項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、同条第一項中「次に」とあるのは「第二号及び第三号に」と、同項第三号中「当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容」とあるのは「事業の内容」とする。

3 前二項の場合においては、犯罪収益移転防止法第四条第三項中「同項又は前項(これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和四年法律第九十七号。以下「改正法」という。)附則第八条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する第一項の規定又は前項(第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同条第六項中「第一項若しくは第二項(これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は」とあるのは「改正法附則第八条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する第一項の規定又は第二項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは」と、犯罪収益移転防止法第六条第二項中「確認記録」とあるのは「確認記録(改正法附則第八条第一項及び第二項に規定する保存に係る確認記録を含む。次条第二項において同じ。)」と、新犯罪収益移転防止法第十八条中「第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「改正法附則第八条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する第四条第一項の規定又は同条第二項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、「又は」とあるのは「若しくは」とする。

4 司法書士等が、第二号施行日前の取引の際に旧犯罪収益移転防止法第四条第一項又は第二項(これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による確認(当該確認について犯罪収益移転防止法第六条の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)及び新犯罪収益移転防止法第四条第一項(第一号に係る部分を除き、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項(同条第一項第一号に係る部分並びに資産

及び収入の状況に係る部分を除き、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認に相当する確認（当該確認について犯罪収益移転防止法第六条第一項に規定する確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている犯罪収益移転防止法第二条第三項に規定する顧客等（国等（人格のない社団又は財団を除く。）を除く。）との間で行う第二号施行日以後の取引（これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。）であって政令で定めるものについては、新犯罪収益移転防止法第四条第一項の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表（第四条関係）

第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者	金融に関する業務その他の政令で定める業務	預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。）の締結、為替取引その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十九号に掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する物品の賃貸借契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十号に掲げる者	同号に規定する業務	クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十一号に掲げる者	特定複合観光施設区域整備法第二条第八項に規定するカジノ業務（同条第七項に規定するカジノ行為を除く。）	チップ（同法第七十三条第六項に規定するチップをいう。）の交付又は付与をする取引その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十二号に掲げる者	宅地建物取引業のうち、宅地（宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。以下この表において同じ。）若しくは建物（建物の一部を含む。以下この表において同じ。）の売買又はその代理若しくは媒介に係るもの	宅地又は建物の売買契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第	貴金属等の売買の業務	貴金属等の売買契約の

二項第四十三号に掲げる者		締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十四号に掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する役務の提供を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十六号に掲げる者	<p>司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条若しくは第二十九条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続（政令で定めるものを除く。）についての代理又は代行（以下この表において「特定受任行為の代理等」という。）に係るもの</p> <p>一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続</p> <p>二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続（会社以外の法人、組合又は信託であって政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。）</p> <p>三 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分（前二号に該当するものを除く。）</p>	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十七号に掲げる者	行政書士法第一条の二、第一条の三若しくは第十三条の六に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十八号に掲げる者	公認会計士法第二条第二項若しくは第三十四条の五第一号に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十九号に掲げる者	税理士法第二条若しくは第四十八条の五に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令

(顧客に準ずる者)

第五条 法第二条第三項に規定する顧客に準ずる者として政令で定める者は、信託の受益者（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。）、同法第六条の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約（以下単に「勤労者財産形成給付金契約」という。）、同法第六条の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約（以下単に「勤労者財産形成基金契約」という。）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第六十六条第一項の規定により締結する同法第六十五条第一項各号に掲げる契約及び同法第六十六条第二項に規定する信託の契約（以下「資産管理運用契約等」という。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八条第二項に規定する資産管理契約（以下単に「資産管理契約」という。）その他主務省令で定める契約に係るものを除く。）とする。

(司法書士等の特定業務)

第八条 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 租税の納付
 - 二 罰金、科料、追徴に係る金銭又は保釈に係る保証金の納付
 - 三 過料の納付
 - 四 成年後見人、保険業法第二百四十二条第二項又は第四項の規定により選任される保険管理人その他法律の規定により人又は法人のために当該人又は法人の財産の管理又は処分を行う者として裁判所又は主務官庁により選任される者がその職務として行う当該人又は法人の財産の管理又は処分
- 2** 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

- 一 株式会社 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転
 - ハ 定款の変更
 - ニ 取締役若しくは執行役の選任又は代表取締役若しくは代表執行役の選定
- 二 持分会社 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 組織変更、合併又は合同会社にあつては、会社分割
 - ハ 定款の変更

- ニ 業務を執行する社員又は持分会社を代表する社員の選任
- 3 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人
 - 二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人
 - 三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社
 - 四 一般社団法人又は一般財団法人
 - 五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条に規定する組合契約によって成立する組合
 - 六 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合
 - 七 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合
 - 八 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合
 - 九 信託法第二条第十二項に規定する限定責任信託
- 4 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。
 - 一 前項第一号に掲げる法人 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 合併
 - ハ 規約の変更
 - ニ 執行役員の選任
 - 二 前項第二号に掲げる法人 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 合併
 - ハ 定款の変更
 - ニ 理事の選任
 - 三 前項第三号に掲げる法人 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 定款の変更
 - ハ 取締役の選任又は代表取締役の選定
 - 四 前項第四号に掲げる法人 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 合併
 - ハ 定款の変更
 - ニ 理事の選任又は代表理事の選定
- ホ 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法

人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。）にあっては、同法第四十四条又は第四十五条の規定による公益社団法人若しくは公益財団法人又は通常の一般社団法人若しくは一般財団法人への移行

五 前項第五号から第八号までに掲げる組合 組合契約の締結又は変更

六 前項第九号に掲げる信託 次のいずれかの事項

イ 信託行為

ロ 信託の変更、併合又は分割

ハ 受託者の変更

（司法書士等の特定取引）

第九条 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項から第二条第二項第四十九号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、特定受任行為の代理等（同表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等（次項において「第三号特定受任行為の代理等」という。）にあっては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。）を行うことを内容とする契約の締結（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。）及び当該契約の締結以外の取引で、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

2 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の第三号特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約（以下この項において単に「契約」という。）を同時に又は連続して締結する場合において、当該二以上の契約が一回当たりの契約に係る財産の価額を減少させるために一の契約を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものであるときは、当該二以上の契約を一の契約とみなして、前項の規定を適用する。

（法第四条第一項第一号に規定する政令で定める外国人）

第十条 法第四条第一項第一号に規定する本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものは、本邦に在留する外国人であって、その所持する旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。）又は乗員手帳（出入国管理及び難民認定法第二条第六号に掲げる乗員手帳をいう。）の記載によって当該外国人のその属する国における住居を確認することができないものとする。

（法第四条第二項に規定する政令で定める額）

第十一条 法第四条第二項に規定する政令で定める額は、二百万円とする。

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引等）

第十二条 法第四条第二項第一号に規定する政令で定める取引は、その締結が同条第一項に規定する特定取引に該当することとなる契約に基づく取引であって、次の各号のいずれかに該当するもの

とする。

一 その取引の相手方が当該契約の締結に際して行われた取引時確認（当該契約の締結が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との間で行う取引であるため法第四条第三項の規定により同条第一項の規定を適用しないこととされる取引に該当する場合にあっては、当該取引時確認。次号において「契約時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引

二 契約時確認が行われた際に当該契約時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行う取引

2 法第四条第二項第二号に規定する政令で定める国又は地域は、次に掲げるとおりとする。

一 イラン

二 北朝鮮

3 法第四条第二項第三号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる顧客等との間で行う同条第一項に規定する特定取引とする。

一 外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者並びにこれらの者であった者

二 前号に掲げる者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。）

三 法人であって、前二号に掲げる者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者であるもの

（既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等）

第十三条 法第四条第三項に規定する顧客等との取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一 当該特定事業者（法第二条第二項第一号から第三十八号まで及び第四十号に掲げる特定事業者に限る。以下この号において同じ。）が他の特定事業者に委託して行う第七条第一項第一号又は第三号に定める取引であって、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認（当該他の特定事業者が当該取引時確認について法第六条の規定による確認記録（同条第一項に規定する確認記録をいう。次号において同じ。）の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等との間で行うもの

二 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との間で行う取引（当該他の特定事業者が当該特定事業者に対し当該取引時確認について法第六条第一項の規定により作成した確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該確認記録の保存をしている場合におけるものに限る。）

2 法第四条第三項に規定する政令で定めるものは、当該特定事業者（前項第一号に掲げる取引にあっては、同号に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定めるところにより、その顧客等が既に取引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引（当該取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの、当該取引時確認が行わ

れた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うもの、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものを除く。）とする。

（法第四条第五項に規定する政令で定めるもの）

第十四条 法第四条第五項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
- 二 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人（前号、次号及び第五号に掲げるものを除く。）
- 三 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関
- 四 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結する勤労者
- 五 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るもの並びに同法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者
- 六 前各号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定めるもの

（少額の取引等）

第十五条 法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 財産移転（財産に係る権利の移転及び財産の占有の移転をいう。以下この条において同じ。）を伴わない取引
 - 二 その価額が一万円以下の財産の財産移転に係る取引
 - 三 前号に掲げるもののほか、次のイからハまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イからハまでに定める取引
 - イ 法第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる特定事業者 二百万円以下の本邦通貨間の両替又は二百万円以下の本邦通貨と外国通貨の両替若しくは二百万円以下の旅行小切手の販売若しくは買取り
 - ロ 法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 第七条第一項第四号ホに規定する金銭の両替であって、当該取引の金額が三十万円以下のもの
 - ハ 法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者 その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買
 - 四 前三号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第七条第一項に規定する記録を作成する必要がない取引として主務省令で定めるもの
- 2** 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は、次に掲げるものとする。
- 一 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二百万円以下のもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第七条第二項に規定する記録を作成する必要がない特定受任行為の代理等として主務省令で定めるもの

(疑わしい取引の届出の方法等)

第十六条 疑わしい取引の届出をしようとする特定事業者は、文書その他主務省令で定める方法により、主務省令で定める様式に従って、疑わしい取引の届出をしなければならない。

2 法第八条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 疑わしい取引の届出を行う特定事業者の名称及び所在地
- 二 疑わしい取引の届出の対象となる取引（以下この項において「対象取引」という。）が発生した年月日及び場所
- 三 対象取引が発生した業務の内容
- 四 対象取引に係る財産の内容
- 五 特定事業者において知り得た対象取引に係る法第四条第一項各号に掲げる事項
- 六 疑わしい取引の届出を行う理由
- 七 その他主務省令で定める事項

3 法第八条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 疑わしい取引の届出を行う特定事業者の名称及び所在地
- 二 疑わしい取引の届出の対象となる特定受任行為の代理等（以下この項において「対象特定代理等」という。）が発生した年月日及び場所
- 三 対象特定代理等が発生した業務の内容
- 四 対象特定代理等に係る行為又は手続の内容（当該行為又は手続が財産に係るものである場合にあっては、当該財産の内容を含む。）及び特定事業者において知り得た当該行為又は手続の目的
- 五 対象特定代理等に係る顧客等又は取引に係る法第四条第一項各号に掲げる事項
- 六 疑わしい取引の届出を行う理由
- 七 その他主務省令で定める事項

附 則 （令和六年三月二五日政令第六四号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

(本人特定事項の確認を行っている一般顧客等との取引に準ずる取引等)

第二条 改正法附則第八条第一項の改正法附則第三条に規定する第二号施行日（以下「第二号施行日」という。）以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、司法書士等（同項に規定する司法書士等をいう。以下同じ。）が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を承継した場合における当該司法書士等が同項に規定する顧客等（以下この条において「一般顧客等」という。）との間で行う第二号施行日以後の取引のうち、当該他の司法書士等が、当該一般顧客等との間で行った第二号施行日前の取引の際に改正法第六条の規定（改正法附則第一条第二号に規定する犯罪収益移転防止法第四条等の改正規定に限る。以下同じ。）による改正前の犯罪による

収益の移転防止に関する法律（以下「旧法」という。）第四条第一項又は第二項の規定による確認（以下この条において「旧法確認」という。）を行い、かつ、当該旧法確認について犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定により作成した確認記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、当該司法書士等が当該確認記録を保存している一般顧客等に係るものとする。

2 改正法附則第八条第一項の政令で定める第二号施行日以後の取引は、当該司法書士等が、主務省令で定めるところにより、当該取引を行う一般顧客等が第二号施行日前の取引の際に旧法確認を行っている一般顧客等であることを確かめる措置をとった取引（当該取引の相手方が当該旧法確認に係る一般顧客等又は代表者等（法第四条第六項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）になりすましている疑いがあるもの及び当該旧法確認が行われた際に本人特定事項（法第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。）を偽っていた疑いがある一般顧客等（その代表者等が本人特定事項を偽っていた疑いがある一般顧客等を含む。）との間で行うものを除く。）とする。

3 第二号施行日以後の取引が第一項に規定する取引である場合における改正法附則第八条第三項の規定の適用については、同項中「改正法附則第八条第一項及び第二項」とあるのは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第六十四号）附則第二条第一項」とする。

（本人特定事項の確認を行っている特定社団等顧客等との取引に準ずる取引等）

第三条 改正法附則第八条第二項の第二号施行日以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、司法書士等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を承継した場合における当該司法書士等が同項に規定する顧客等（以下この条において「特定社団等顧客等」という。）との間で行う第二号施行日以後の取引のうち、当該他の司法書士等が、当該特定社団等顧客等との間で行った第二号施行日前の取引の際に旧法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項又は第二項の規定による確認（以下この条において「旧法確認」という。）を行い、かつ、当該旧法確認について法第六条第一項の規定により作成した確認記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、当該司法書士等が当該確認記録を保存している特定社団等顧客等に係るものとする。

2 改正法附則第八条第二項の政令で定める第二号施行日以後の取引は、当該司法書士等が、主務省令で定めるところにより、当該取引を行う特定社団等顧客等が第二号施行日前の取引の際に旧法確認を行っている特定社団等顧客等であることを確かめる措置をとった取引（当該取引の相手方が当該旧法確認に係る特定社団等顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの及び当該旧法確認が行われた際に本人特定事項を偽っていた疑いがある特定社団等顧客等（その代表者等が本人特定事項を偽っていた疑いがある特定社団等顧客等を含む。）との間で行うものを除く。）とする。

3 第二号施行日以後の取引が第一項に規定する取引である場合における改正法附則第八条第三項の規定の適用については、同項中「改正法附則第八条第一項及び第二項」とあるのは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第六十四号）附則第三条第一項」とする。

（旧法確認及び目的等相当確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等）

第四条 改正法附則第八条第四項の第二号施行日以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一 司法書士等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を承継した場合における当該司法書士等が改正法附則第八条第四項に規定する顧客等（以下この条において「顧客等」という。）との間で行う第二号施行日以後の取引のうち、当該他の司法書士等が、当該顧客等との間で行った第二号施行日前の取引の際に旧法第四条第一項又は第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認（以下この条において「旧法確認」という。）及び改正法第六条の規定による改正後の法第四条第一項（第一号に係る部分を除き、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項（同条第一項第一号に係る部分並びに資産及び収入の状況に係る部分を除き、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認に相当する確認（以下「目的等相当確認」という。）を行い、かつ、当該旧法確認について法第六条第一項の規定により作成した確認記録及び当該目的等相当確認について作成した同項に規定する確認記録に相当する記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、当該司法書士等がこれらの記録を保存している顧客等に係るもの

二 司法書士等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を承継した場合における当該司法書士等が顧客等との間で行う第二号施行日以後の取引のうち、当該他の司法書士等が、当該顧客等との間で行った第二号施行日前の取引の際に旧法確認を行い、かつ、当該旧法確認について法第六条第一項の規定により作成した確認記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、当該司法書士等が、当該顧客等との間で行った第二号施行日前の取引の際に目的等相当確認を行い、かつ、当該確認記録及び当該目的等相当確認について作成した同項に規定する確認記録に相当する記録を保存している顧客等に係るもの

2 改正法附則第八条第四項の政令で定める第二号施行日以後の取引は、当該司法書士等が、主務省令で定めるところにより、当該取引を行う顧客等が第二号施行日前の取引の際に旧法確認及び目的等相当確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引（当該取引の相手方が当該旧法確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの並びに当該旧法確認及び当該目的等相当確認が行われた際にこれらの確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うものを除く。）とする。

（旧法の規定に準ずる確認等を行っている場合における経過措置）

第五条 司法書士等が、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に、旧法第四条第一項又は第二項の規定に準じ改正法附則第八条第一項に規定する顧客等を特定するに足りる事項の確認を行い、かつ、法第六条の規定に準じ当該確認に関する記録を作成してその保存をしている場合には、当該確認を旧法第四条第一項又は第二項の規定による確認と、当該記録を法第六条第一項に規定する確認記録とみなして、改正法附則第八条第一項及び第三項の規定を適用する。

2 司法書士等が、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に、旧法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項又は第二項の規定に準じ改正法附則第八条第二項に規定する顧客等を特定するに足りる事項の確認を行い、かつ、法第六条の規定に準じ当該確認に関する記録を作成してその保存をしている場合には、当該確認を旧法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項又は第二項の規定による確認と、当該記録を法第六条第一項に規定する確認記録と

みなして、改正法附則第八条第二項及び第三項の規定を適用する。

(主務省令)

第六条 この附則における主務省令は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則

(簡素な顧客管理を行うことが許容される取引)

第四条 令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。

一 令第七条第一項第一号ハ又はニに掲げる取引のうち、その顧客である事業者が法令の規定により次に掲げる事項のいずれかを目的として行うもの（ロに掲げる事項を目的として行うものにあつては、受益権（信託財産の交付を受ける権利に係るものに限る。）が受益者代理人が必要と判断した場合にのみ行使されるものに限る。）

イ 当該法令の規定に基づく行政庁の命令に応じて信託財産を保証金その他これに類するものの供託に充てること。

ロ イに掲げるもののほか、当該顧客がその行う事業を廃止した場合その他の当該事業に係る取引の相手方の保護に欠けるおそれがあることとなった場合に当該相手方に返還すべき金銭その他の財産を管理すること。

二 令第七条第一項第一号ホ、ヘ又はチに掲げる取引のうち、保険契約（同号トに規定する保険契約をいう。以下同じ。）又は共済に係る契約（同号へに規定する共済に係る契約をいう。以下同じ。）であつて次に掲げるものに係るもの

イ 年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。ロにおいて同じ。）、満期保険金、満期返戻金又は満期共済金を支払う旨の定め（ロにおいて「満期保険金等の定め」という。）がないもの（期間の限定がなく、人の死亡を事由として支払が行われるものであつて、かつ、保険料又は共済掛金を一時に払い込むことを内容とするものを除く。）

ロ 満期保険金等の定めがあるもののうち、当該保険契約又は共済に係る契約に基づき払い込まれる保険料（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百二十七条の二第三項第九号又は第二百三十四条の二十一の二第一項第七号に規定する既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を含む。）又は共済掛金（既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被共済者のために積み立てられている額を含む。）の総額の百分の八十に相当する金額が年金、満期保険金、満期返戻金及び満期共済金の金額の合計を超えるもの（同令第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（同令第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。）、同令第一百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約並びに特別の勘定に属するものとして経理される財産の価額により共済金その他の給付金の金額が変動する共済に係る契約その他これに準ずる共済に係る契約を除く。）

- 三 令第七条第一項第一号トに掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの
- イ 前号イ又はロに掲げるもの
- ロ 適格退職年金契約、団体扱い保険（保険契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を保険料とするものをいう。第十八条第八号において同じ。）若しくは保険業法施行規則第八十三条第一号イからホまで若しくは同号リからヲまでに掲げる保険契約又はこれらに相当する共済に係る契約
- 四 令第七条第一項第一号リに掲げる取引のうち、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場若しくは同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場又はこれらに準ずる有価証券の売買若しくは同法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引を行う外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場において、当該市場における取引に参加できる資格に基づき、当該市場の取引に参加して行うもの
- 五 令第七条第一項第一号リ又はルに掲げる取引のうち、特定事業者及び日本銀行の間で行われるもので、日本銀行において振替決済がされるもの
- 六 令第七条第一項第一号カに掲げる取引のうち、次に掲げるもの
- イ 特定事業者及び日本銀行の間で行われるもので、日本銀行において振替決済がされるもの
- ロ 第二号イ若しくはロ又は第三号ロに掲げるものに基づくもの
- ハ 法第二条第二項第四十号に規定する利用者たる顧客が同号に規定するクレジットカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務の提供の事業を営む者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務の提供の事業を営む者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する取引に係るもの
- 七 令第七条第一項第一号ケに掲げる取引のうち、次に掲げるもの
- イ 令第七条第一項第一号ケに規定する無記名の公社債の本券又は利札を担保に提供するもの
- ロ 国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入に係るもの
- ハ 電気、ガス又は水道水の料金（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者若しくは同項第九号に規定する一般送配電事業者、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者若しくは同条第六項に規定する一般ガス導管事業者、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者に対し支払われるものに限る。）の支払に係るもの
- ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程及び専門課程に限る。）に対する入学金、授業料その他これらに類するものの支払に係るもの
- ホ 現金の受払いをする取引で為替取引又は令第七条第一項第一号ケに規定する自己宛小切手の振出しを伴うもののうち、顧客等の預金又は貯金の受入れ又は払戻しのために行うもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）
- ヘ 現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであって、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又はその代表者等の、法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者（以

下「特定金融機関」という。)の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの(当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。)

八 令第七条第一項第一号テに掲げる取引のうち、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十九条の二第三項本文(同法第二百二十一条及び第二百七十六条(第一号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)、第二百二十七条の六第三項本文、第三百十一条第三項本文(同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)、第六十七条第三項本文(同法第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条(第三号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。))及び第九十六条第三項本文(同法第二百七十六条(第四号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。))に規定する申出による口座の開設に係るもの

九 令第七条第一項第一号イ、リ、ル、カ、マ、テ又はサに掲げる取引のうち、特定通信手段(特定事業者及び日本銀行並びにこれらに相当する者で外国に本店又は主たる事務所を有するもの(以下この号において「外国特定事業者」という。))の間で利用される国際的な通信手段であって、当該通信手段によって送信を行う特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を特定するために必要な措置が講じられているものとして金融庁長官が指定するものをいう。))を利用する特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を顧客等とするものであって、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われるもの(外国特定事業者との取引については、金融庁長官が指定する国又は地域に本店又は主たる事務所を有するものとの取引を除く。))

十 令第七条第一項第二号に定める取引のうち、貸貸人が貸貸を受ける者から一回に受け取る貸貸料の額が十万円以下のもの

十一 令第七条第一項第六号に定める取引のうち、代金の支払の方法が現金以外のもの

十二 令第七条第一項第七号に定める取引のうち、次に掲げるもの

イ 電話を受けて行う業務に係るものであって、電話による連絡を受ける際には法第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う者であることが容易に判別できる商号その他の文言を明示する旨をその内容に含む契約の締結(当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る。))

ロ 電話(ファクシミリ装置による通信を含む。))を受けて行う業務であって、商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品、権利若しくは役務を提供する契約についての申込みの受付若しくは締結を行う業務に係る契約の締結

十三 令第七条第一項各号に定める取引のうち、次に掲げるもの

イ 国又は地方公共団体を顧客等とし、当該取引の任に当たっている当該国又は地方公共団体の職員が法令上の権限に基づき、かつ、法令上の手続に従い行う取引であって、当該職員が当該権限を有することを当該国若しくは地方公共団体が証明する書類又はこれに類するものが提示され又は送付されたもの

ロ 破産管財人又はこれに準ずる者が法令上の権限に基づき行う取引であって、その選任を裁判所が証明する書類又はこれに類するものが提示され又は送付されたもの

ハ 特定事業者がその子会社等(会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。))を顧客等として行う取引であって、当該顧客等の代表者等が次のいずれかに該当することにより当該顧客等のために当該取引の任に当たっていると認められるもの

(1) 当該代表者等が、当該顧客等が作成した委任状その他の当該代表者等が当該顧客等のために当該取引の任に当たっていることを証する書面を有していること。

(2) 当該代表者等が、当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていること。

(3) 当該顧客等の本店等（本店、主たる事務所、支店（会社法第九百三十三条第三項の規定により支店とみなされるものを含む。）又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住居をいう。以下同じ。）又は営業所に電話をかけることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために当該取引の任に当たっていることが確認できること。

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、当該特定事業者が当該顧客等と当該代表者等との関係を認識していることその他の理由により当該代表者等が当該顧客等のために当該取引の任に当たっていることが明らかであること。

2 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額（第三号に掲げる取引にあっては、貸貸人が貸貸を受ける者から一回に受け取る貸貸料の額）を減少させるために一の当該各号に掲げる取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものであるときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、前項の規定を適用する。

一 現金の受払いをする取引で為替取引又は令第七条第一項第一号ケに規定する自己宛小切手の振出しを伴うもののうち、顧客等の預金又は貯金の受入れ又は払戻しのために行うもの

二 現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであって、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又はその代表者等の、特定金融機関の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの

三 令第七条第一項第二号に定める取引

3 令第九条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。

一 令第九条第一項に規定する特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第二条第一号に規定する任意後見契約の締結

二 前号に規定する特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、第一項第十三号イからハまでに掲げる取引

（顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引）

第五条 令第七条第一項及び第九条第一項に規定する顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。

一 令第七条第一項に規定する疑わしい取引（第十三条第一項及び第十七条において「疑わしい取引」という。）

二 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

（顧客等の本人特定事項の確認方法）

第六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るも

のは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条に規定する書類をいう。以下同じ。）のうち同条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）の提示（同条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法

ロ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条第一号イに掲げるものを除く。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客等の住居に宛てて、預金通帳その他の当該顧客等との取引に係る文書（以下「取引関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法

ハ 当該顧客等若しくはその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。ニ及びリにおいて同じ。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法

ニ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法

ホ 当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であつて、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法

ヘ 当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ト 当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号ニ及びホに掲げるものを除き、一を限り発行又は発給されたものに限る。以下トにおいて単に「本人確認書類」という。）の画像情報であつて、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認

書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。)の送信を受け、又は当該顧客等若しくはその代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該顧客等の本人確認書類(氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法(取引の相手方が次の(1)又は(2)に規定する氏名、住居及び生年月日の確認に係る顧客等になりすましている疑いがある取引又は当該確認が行われた際に氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある顧客等(その代表者等が氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある顧客等を含む。)との間における取引を行う場合を除く。)

(1) 他の特定事業者が令第七条第一項第一号イに掲げる取引又は同項第三号に定める取引を行う際に当該顧客等について氏名、住居及び生年月日の確認を行い、当該確認に係る確認記録を保存し、かつ、当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等しか知り得ない事項その他の当該顧客等が当該確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けることにより当該顧客等が当該確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることを確認すること。

(2) 当該顧客等の預金又は貯金口座(当該預金又は貯金口座に係る令第七条第一項第一号イに掲げる取引を行う際に当該顧客等について氏名、住居及び生年月日の確認を行い、かつ、当該確認に係る確認記録を保存しているものに限る。)に金銭の振込みを行うとともに、当該顧客等又はその代表者等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し又はこれに準ずるものの送付を受けること。

チ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの(以下チ並びにリ及びヌにおいて単に「本人確認書類」という。)の送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類(氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報(当該顧客等又はその代表者等に特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類(次条第一号イからハマまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。)の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。)の送信(当該本人確認用画像情報にあつては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。)を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

リ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の現在の住居の記載がある本人確認書類のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類の写し及び当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類(次項第三号に掲げる書類にあつては、当該顧客等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類(当該顧客等のものに限る。))とする。)若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等の住居(当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がない場合にあつては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居)に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ヌ 次の（１）若しくは（２）に掲げる取引又は当該顧客等との間で（２）に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる令第七条第一項第一号テ若しくはサに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

（１） 令第七条第一項第一号イに掲げる取引のうち、法人（特定事業者との間で行われた取引の態様その他の事情を勘案してその行う取引が犯罪による収益の移転の危険性の程度が低いと認められる法人に限る。）の被用者との間で行うもの（当該法人の本店等又は営業所に電話をかけることその他これに類する方法により給与その他の当該法人が当該被用者に支払う金銭の振込みを受ける預金又は貯金口座に係るものであることが確認できるものに限る。）

（２） 令第七条第一項第一号リに掲げる取引（特定事業者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十四条第一項の規定により当該顧客等から同法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けている場合に限る。）

ル その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第二十条第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び第十七号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法

ヲ 当該顧客等から、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下この項において「電子署名法」という。）第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（当該顧客等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

ワ 当該顧客等から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。）第三条第六項又は第十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法（特定事業者が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。）

カ 当該顧客等から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該顧客等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る、当該顧客等に係る利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第五条第一項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

二 法第四条第一項第一号に規定する外国人である顧客等（第八条第一項第一号に掲げる特定取引等に係る者に限る。） 当該顧客等から旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三

百十九号) 第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。) であって、第八条第一項第一号に定める事項の記載があるもの又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書(その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。次条第一号イ及び第三号において単に「船舶観光上陸許可書」という。)の提示を受ける方法

三 法人である顧客等 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち次条第二号又は第四号に定めるものの提示を受ける方法

ロ 当該法人の代表者等から当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第三条第二項に規定する指定法人から登記情報(同法第二条第一項に規定する登記情報をいう。以下同じ。)の送信を受ける方法(当該法人の代表者等(当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。)と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法)

ハ 当該法人の代表者等から当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地(以下「公表事項」という。)を確認する方法(当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法)

ニ 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち次条第二号若しくは第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ホ 当該法人の代表者等から、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

2 特定事業者は、前項第一号イからチまで若しくはヌ又は第三号イ若しくはニに掲げる方法(同項第一号ハに掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか(本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。)の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。)により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるこ

とにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、チ若しくはヌ又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

一 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

二 所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料の領収証書

三 公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書

四 当該顧客等が自然人である場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該顧客等の氏名及び住居の記載があるもの（国家公安委員会、カジノ管理委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）

五 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、本人確認書類のうち次条第一号又は第二号に定めるものに準ずるもの（当該顧客等が自然人の場合にあってはその氏名及び住居、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

3 特定事業者は、第一項第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該顧客等の本店等に代えて、当該顧客等の代表者等から、当該顧客等の営業所であると認められる場所の記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

4 特定事業者は、第一項第一号ロ若しくはチからヌまで又は第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の住居又は本店等に赴いて当該顧客等（法人である場合にあっては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

二 当該特定事業者の役職員が、当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に赴いて当該顧客等（法人である場合にあっては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて第二項の規定により当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認した場合に限る。）

三 当該特定事業者の役職員が、当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の営業所であると認められる場所に赴いて当該顧客等の代表者等に取引関係文書を交付する方法（当該顧客等の代表者等から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受け

る場合に限る。)

(本人確認書類)

第七条 前条第一項(第十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類(特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。)並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ロ及びホ並びに第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人(第三号及び第四号に掲げる者を除く。) 次に掲げる書類のいずれか

イ 運転免許証等(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第百四条の四第五項(同法第百五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する運転経歴証明書をいう。)、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、前条第一項第二号に規定する旅券等(この場合において、同号中「当該顧客等」とあるのは、「当該自然人」とする。)若しくは船舶観光上陸許可書又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)

ロ イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの

ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

ニ 印鑑登録証明書(ハに掲げるものを除く。)、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書(地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。)

ホ イからニまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの(国家公安委員会、カジノ管理委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。)

二 法人(第四号に掲げる者を除く。) 次に掲げる書類のいずれか

イ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書(当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類)又は印鑑登録証明書(当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。)

ロ イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

三 前条第一項第二号に掲げる者 同号に規定する旅券等又は船舶観光上陸許可書

四 外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第九条第一項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第三条第一項の規定により本邦に入学し在留しているものを除く。）を除く。）及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人 第一号又は第二号に定めるもの（この場合において、第一号中「当該自然人」とあるのは「当該外国人」と、第二号中「当該法人」とあるのは「当該外国に本店又は主たる事務所を有する法人」とする。）のほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、第一号又は第二号に定めるものに準ずるもの（自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

（本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項等）

第八条 法第四条第一項第一号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる特定取引等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 令第七条第一項第一号ケ若しくはキ若しくは同項第四号ハからヘまでに掲げる取引又は同項第六号に定める取引（当該貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領する場合におけるものに限る。） 国籍及び第六条第一項第二号に規定する旅券等の番号

二 前号に掲げる取引以外の取引 住居

2 前項第一号に掲げる取引を行う場合において、出入国管理及び難民認定法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間（第二十条第一項第三十号において「在留期間等」という。）が九十日を超えないと認められるときは、法第四条第一項第一号の本邦内に住居を有しないことに該当するものとする。

（取引を行う目的の確認方法）

第九条 法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法のうち同条第一項第二号に掲げる事項に係るものは、当該顧客等又はその代表者等から申告を受ける方法とする。

（職業及び事業の内容の確認方法）

第十条 法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法のうち同条第一項第三号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人又は人格のない社団若しくは財団である顧客等 当該顧客等又はその代表者等から申告を受ける方法

二 法人である顧客等（次号に掲げる者を除く。） 当該法人の次に掲げる書類（ハに掲げる書類及び有効期間又は有効期限のないニに掲げる書類にあっては特定事業者が確認する日前六月以内に作

成されたものに、有効期間又は有効期限のある二に掲げる書類にあっては特定事業者が確認する日において有効なものに限る。) のいずれか又はその写しを確認する方法

イ 定款（これに相当するものを含む。次条第二項第一号において同じ。）

ロ イに掲げるもののほか、法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの

ハ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の事業の内容を証する書類）

ニ ハに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の事業の内容の記載があるもの

三 外国に本店又は主たる事務所を有する法人である顧客等 前号に定めるもの（この場合において、前号中「当該法人」とあるのは、「当該外国に本店又は主たる事務所を有する法人」とする。）のほか、次に掲げる書類のいずれか又はその写しを確認する方法

イ 外国の法令により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの

ロ 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該法人の事業の内容の記載があるもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては特定事業者が確認する日において有効なものに、その他のものにあつては特定事業者が確認する日前六月以内に作成されたものに限る。）

（実質的支配者の確認方法等）

第十一条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第四号に掲げる事項に係るものは、当該顧客等の代表者等から申告を受ける方法とする。

2 法第四条第一項第四号及び令第十二条第三項第三号に規定する主務省令で定める者（以下「実質的支配者」という。）は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 株式会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社その他のその法人の議決権（会社法第三百八条第一項その他これに準ずる同法以外の法令（外国の法令を含む。）の規定により行使することができないとされる議決権を含み、同法第四百二十三条第一項に規定する役員等（会計監査人を除く。）の選任及び定款の変更に関する議案（これらの議案に相当するものを含む。）の全部につき株主総会（これに相当するものを含む。）において議決権を行使することができない株式（これに相当するものを含む。以下この号において同じ。）に係る議決権を除く。以下この条において同じ。）が当該議決権に係る株式の保有数又は当該株式の総数に対する当該株式の保有数の割合に応じて与えられる法人（定款の定めにより当該法人に該当することとなる法人を除く。以下この条及び第十四条第三項において「資本多数決法人」という。）のうち、その議決権の総数の四分の一を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人（当該資本多数決法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は他の自然人が当該資本多数決法人の議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接若しくは間接に有している場合を除く。）があるもの 当該自然人

二 資本多数決法人（前号に掲げるものを除く。）のうち、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人があるもの 当該自然人

三 資本多数決法人以外の法人のうち、次のイ又はロに該当する自然人があるもの 当該自然人

イ 当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の四分の一を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人（当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は当該法人の事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の二分の一を超える収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有している他の自然人がある場合を除く。）

ロ 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人

四 前三号に定める者が不在の法人 当該法人を代表し、その業務を執行する自然人

3 前項第一号の場合において、当該自然人が当該資本多数決法人の議決権の総数の四分の一又は二分の一を超える議決権を直接又は間接に有するかどうかの判定は、次の各号に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 当該自然人が有する当該資本多数決法人の議決権が当該資本多数決法人の議決権の総数に占める割合

二 当該自然人の支配法人（当該自然人がその議決権の総数の二分の一を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその一若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の二分の一を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。）が有する当該資本多数決法人の議決権が当該資本多数決法人の議決権の総数に占める割合

4 国等（令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）及びその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）は、第二項の規定の適用については、自然人とみなす。

（代表者等の本人特定事項の確認方法）

第十二条 法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定又は同条第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法については、第六条第一項（同項第一号（ヌを除く。）に係る部分に限る。）及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第一項第一号イ	当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等	当該代表者等から当該代表者等
	提示（同条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代表者等からの提示を除く。）	提示

第六条第一項第一号ロ	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
	当該顧客等の	当該代表者等の
	次条第一号イ	次条第一号イ及びロ
	提示（同号ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）	提示
第六条第一項第一号ハ	当該顧客等若しくはその代表者等	当該代表者等
	当該顧客等の	当該代表者等の
	同号ロ、ニ	同号ニ
	提示（同号ロに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）	提示
第六条第一項第一号ニからへまで及びチ	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
	当該顧客等の	当該代表者等の
第六条第一項第一号ト	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
	当該顧客等の	当該代表者等の
	当該顧客等若しくはその代表者等	当該代表者等
	顧客等に	代表者等に
	顧客等（	代表者等（
	顧客等を	代表者等を
	当該顧客等しか	当該代表者等しか
	当該顧客等が	当該代表者等が

	顧客等と	代表者等と
第六条第一項第一号リ	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
	当該顧客等の	当該代表者等の
	当該顧客等と	当該代表者等と
第六条第一項第一号ルからカまで	当該顧客等	当該代表者等
第六条第二項各号列記以外の部分	当該顧客等の	当該代表者等の
	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
第六条第二項第四号	当該顧客等が自然人である場合にあっては、前各号	前各号
	当該顧客等の	当該代表者等の
第六条第二項第五号	当該顧客等が自然人の場合にあってはその氏名及び住居、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地	当該代表者等の氏名及び住居

2 前項の規定にかかわらず、特定事業者は、法人である顧客等との取引を行うに際しては、当該法人の代表者等から当該代表者等の本人確認書類の写し（当該本人確認書類の写しに当該代表者等の現在の住居の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該代表者等の現在の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することにより法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）又は第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認を行うことができる。

3 特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ、チ、リ若しくははルに掲げる方法又は前項の規定により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該代表者等の住居に代えて、当該代表者等から、当該代表者等に係る顧客等（国等（人格のない社団又は財団、令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）に限る。次項第三号において同じ。）の本店等若しくは営業所若しくは当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

4 特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ、チ若しくははりに掲げる方法又

は第二項の規定により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該代表者等の住居に赴いて当該代表者等と取引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

二 当該特定事業者の役職員が、当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該代表者等の住居に赴いて当該代表者等と取引関係文書を交付する方法（当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて第一項において準用する第六条第二項の規定により当該代表者等の現在の住居を確認した場合に限る。）

三 当該特定事業者の役職員が、当該代表者等に係る顧客等又は当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店等若しくは営業所又は当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所に赴いて当該代表者等と取引関係文書を交付する方法（当該代表者等から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける場合に限る。）

5 第一項の代表者等は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に該当することにより当該顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等をいうものとする。

一 顧客等が自然人である場合 次のいずれかに該当すること。

イ 当該代表者等が、当該顧客等の同居の親族又は法定代理人であること。

ロ 当該代表者等が、当該顧客等が作成した委任状その他の当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることを証する書面を有していること。

ハ 当該顧客等に電話をかけることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが確認できること。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、特定事業者（令第十三条第一項第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の特定事業者。次号ニ及び第十六条第二項において同じ。）が当該顧客等と当該代表者等との関係を認識していることその他の理由により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが明らかであること。

二 前号に掲げる場合以外の場合（顧客等が人格のない社団又は財団である場合を除く。） 次のいずれかに該当すること。

イ 前号ロに掲げること。

ロ 当該代表者等が、当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていること。

ハ 当該顧客等の本店等若しくは営業所又は当該代表者等が所属すると認められる官公署に電話をかけることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが確認できること。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、特定事業者が当該顧客等と当該代表者等との関係を認識していることその他の理由により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが明らかであること。

（法第四条第一項に規定する取引に際して行う確認の方法の特例）

第十三条 第六条、第九条、第十条、第十一条第一項及び前条の規定にかかわらず、特定事業者は、

次の各号に掲げる方法のいずれかにより法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認を行うことができる。ただし、取引の相手方が当該各号に規定する取引時確認若しくは相当する確認に係る顧客等若しくは代表者等になりすましている疑いがある取引、当該取引時確認若しくは相当する確認が行われた際に当該取引時確認若しくは相当する確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等若しくは代表者等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等又は代表者等を含む。）との間における取引、疑わしい取引又は同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引を行う場合は、この限りでない。

一 令第七条第一項第一号ハからタまで、ツ、ナ、ム、ヰ、オ、マ及びコに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、特定の預金又は貯金口座における口座振替の方法により決済されるものにあつては、当該口座が開設されている他の特定事業者が当該預金又は貯金口座に係る同項第一号イに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等について取引時確認を行い、かつ、当該取引時確認に係る確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）

二 令第七条第一項第一号ハからタまで、ツ、ナ、ム、ヰ、オ、マ及びコに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、法第二条第二項第四十号に規定するクレジットカード等を使用する方法により決済されるものにあつては、当該クレジットカード等を交付し、又は付与した他の特定事業者が当該クレジットカード等に係る令第七条第一項第三号に定める取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等について取引時確認（前号に掲げる方法によるものを除く。）を行い、かつ、当該取引時確認に係る確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）

三 当該特定事業者が、法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認に相当する確認（当該確認について確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等又は代表者等については、第十六条に定める方法に相当する方法により既に当該確認を行っていることを確認するとともに、当該記録を確認記録として保存する方法

2 前条第五項の規定は、前項各号に掲げる方法により代表者等の本人特定事項の確認を行う場合に準用する。

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法）

第十四条 法第四条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次の各号に掲げる方法とする。この場合において、同条第二項第一号に掲げる取引に際して当該確認（第一号に掲げる方法が第二号ロに掲げる方法によるもの（関連取引時確認が、同項に規定する取引に際して行われたものであつて、第一号に掲げる方法が第二号ロに掲げる方法によるものである場合におけるものを除く。）を除く。）を行うときは、関連取引時確認において用いた本人確認書類（その写しを用いたものを含む。）及び補完書類（その写しを用いたものを含む。）以外の本人確認書

類若しくは補完書類又はその写しの少なくとも一を用いるものとする。

一 第六条（第一項第一号ヌを除く。）又は第十二条（第二項を除く。）に規定する方法

二 次のイ又はロに掲げる前号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方法

イ 第六条第一項第一号イからリまで及びル（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二号並びに第三号イ及びニに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）若しくは補完書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法

ロ 第六条第一項第一号ヲからカまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三号ロ、ハ及びホに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写しの送付を受ける方法（当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当該代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該方法に加え、当該顧客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法）

2 法第四条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による同条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の確認の方法は、第九条及び第十条に規定する方法とする。

3 法第四条第二項の規定による同条第一項第四号に掲げる事項の確認の方法は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類又はその写しを確認し、かつ、当該顧客等の代表者等から申告を受ける方法とする。

一 資本多数決法人 株主名簿、金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書その他これらに類する当該法人の議決権の保有状況を示す書類

二 資本多数決法人以外の法人 次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては特定事業者が確認する日において有効なものに、その他のものにあつては特定事業者が確認する日前六月以内に作成されたものに限る。）のいずれか

イ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人を代表する権限を有している者を証する書類）

ロ イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人を代表する権限を有している者を証するもの

ハ 外国に本店又は主たる事務所を有する法人にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該法人を代表する権限を有している者を証するもの

4 法第四条第二項の規定による資産及び収入の状況の確認の方法は、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類又はその写しの一又は二以上を確認する方法とする。

一 自然人である顧客等 次に掲げる書類

イ 源泉徴収票（所得税法第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票をいう。）

ロ 確定申告書

- ハ 預貯金通帳
- ニ イからハマまでに掲げるもののほか、これらに類する当該顧客等の資産及び収入の状況を示す書類
- ホ 当該顧客等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に係るイからニまでに掲げるもの
- 二 法人である顧客等 次に掲げる書類
- イ 貸借対照表
- ロ 損益計算書
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、これらに類する当該法人の資産及び収入の状況を示す書類

（外国政府等において重要な地位を占める者）

第十五条 令第十二条第三項第一号に規定する主務省令で定める者は、外国において次の各号に掲げる職にある者とする。

- 一 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- 二 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 三 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 四 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 五 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 六 中央銀行の役員
- 七 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

（顧客等について既に取引時確認を行っていることを確認する方法）

第十六条 令第十三条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げるもののいずれかにより顧客等（国等である場合にあつては、その代表者等又は当該国等（人格のない社団又は財団を除く。）。以下この条において同じ。）が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認するとともに、当該確認を行った取引に係る第二十四条第一号から第三号までに掲げる事項を記録し、当該記録を当該取引の行われた日から七年間保存する方法とする。

- 一 預貯金通帳その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること。
 - 二 顧客等しか知り得ない事項その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けること。
- 2 前項の規定にかかわらず、特定事業者は、顧客等又は代表者等と面識がある場合その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかな場合は、当該顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認したものとすることができる。

（令第十三条第二項に規定する主務省令で定める取引）

第十七条 令第十三条第二項に規定する主務省令で定める取引は、当該特定事業者（同条第一項第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の特定事業者）が前条に規定する方法によりその

顧客等が既に取り時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引、当該取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行う取引、疑わしい取引及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引とする。

（国等に準ずる者）

第十八条 令第十四条第六号に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 勤労者財産形成基金
- 二 存続厚生年金基金
- 三 国民年金基金
- 四 国民年金基金連合会
- 五 企業年金基金
- 六 令第七条第一項第一号イ又はロに規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を預金若しくは貯金又は同号ロに規定する定期積金等とするものを締結する被用者
- 七 第三条第四号に掲げる信託契約を締結する被用者
- 八 団体扱い保険又はこれに相当する共済に係る契約を締結する被用者
- 九 令第七条第一項第一号リに規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を当該行為の対価とするものを締結する被用者
- 十 令第七条第一項第一号カに規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭により返済がされるものを締結する被用者
- 十一 有価証券の売買を行う外国（国家公安委員会及び金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場に上場又は登録している会社

（確認記録の作成方法）

第十九条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 確認記録を文書、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又はマイクロフィルムを用いて作成する方法
- 二 次のイからカまでに掲げる場合に依り、それぞれ当該イからカまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（チに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法
- イ 第六条第一項第一号ニ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類又はその写し
- ロ 第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報又はその写し
- ハ 第六条第一項第一号ヘ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し

ニ 第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又はその写し

ホ 第六条第一項第一号チ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類若しくはその写し、当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

ヘ 第六条第一項第一号リ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法又は第十二条第二項の規定により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写し

ト 第六条第一項第一号ヌに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類の写し

チ 第六条第一項第一号フからカまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

リ 第六条第一項第三号ニに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類又はその写し

ヌ 第六条第一項第三号ロに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該登記情報又はその写し

ル 第六条第一項第三号ハに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該公表事項又はその写し

ヲ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより第六条第二項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により顧客等若しくは代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

ワ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより、第六条第三項若しくは第十二条第三項の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は第六条第四項若しくは第十二条第四項の規定により第六条第四項第三号若しくは第十二条第四項第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

カ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより第十四条第一項第二号に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

2 前項第二号に掲げる方法において確認記録に添付した添付資料は、当該確認記録の一部とみなす。

（確認記録の記録事項）

第二十条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 取引時確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

二 確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

三 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたとき（第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときを除く。）は、当該提示を受けた日付及び時刻（当該提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に次条第一項に定める日から七年間保存する場合にあっては、日付に限る。）

四 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときを除く。）は、当該送付を受けた日付

五 第六条第一項第一号ロ若しくはチからルまで（これらの規定（同号ヌを除く。）を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第十二条第二項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付

六 第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付

七 第六条第一項第一号ヘ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付

八 第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ト（１）又は（２）に掲げる行為を行った日付

九 第六条第一項第一号チ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認書類の送付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報若しくは本人確認用画像情報の送信を受けた日付

十 第六条第一項第三号ロに規定する方法により顧客等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が登記情報の送信を受けた日付

十一 第六条第一項第三号ハに規定する方法により顧客等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が公表事項を確認した日付

十二 第六条第四項又は第十二条第四項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、当該各項に規定する交付を行った日付

十三 第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は本人確認書類若しくはその写し若しくは補完書類若しくはその写しの送付を受けたときは、当該提示又は当該送付を受けた日付

十四 法第四条第一項第二号から第四号までに掲げる事項又は資産及び収入の状況の確認を行ったときは、確認を行った事項に応じ、確認を行った日付

十五 取引時確認を行った取引の種類

十六 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行った方法

十七 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項

十八 本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより第六条第二項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により顧客等又は代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項

十九 本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第六条第三項若しくは第十二条第三項の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は第六条第四項若しくは第十二条第四項の規定により第六条第四項第三号若しくは第十二条第四項第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項

二十 顧客等の本人特定事項（顧客等が国等である場合にあっては、当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項）

二十一 代表者等による取引のときは、当該代表者等の本人特定事項、当該代表者等と顧客等との関係及び当該代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由

二十二 顧客等（国等（人格のない社団又は財団を除く。）を除く。次号において同じ。）が取引を行う目的

二十三 顧客等の職業又は事業の内容並びに顧客等が法人である場合にあっては、事業の内容の確認を行った方法及び書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項

二十四 顧客等（国等を除く。）が法人であるときは、実質的支配者の本人特定事項及び当該実質的支配者と当該顧客等との関係並びにその確認を行った方法（当該確認に書類を用いた場合には、当該書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項を含む。）

二十五 資産及び収入の状況の確認を行ったときは、当該確認を行った方法及び書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項

二十六 顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名義を取引に用いるときは、当該名義並びに顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名義を用いる理由

二十七 取引記録等を検索するための口座番号その他の事項

二十八 顧客等が令第十二条第三項各号に掲げるものであるときは、その旨及び同項各号に掲げるものであると認めた理由

二十九 法第四条第二項第一号に掲げる取引に際して確認を行ったときは、関連取引時確認に係る確認記録を検索するための当該関連取引時確認を行った日付その他の事項

三十 第八条第二項の規定により在留期間等の確認を行ったときは、同項に規定する旅券又は許可書の名称、日付、記号番号その他の当該旅券又は許可書を特定するに足りる事項

2 特定事業者は、添付資料を確認記録に添付するとき又は前項第三号の規定により本人確認書類若しくは補完書類の写しを確認記録に添付するときは、同項各号に掲げるもののうち当該添付資料又は当該本人確認書類若しくは補完書類の写しに記載がある事項については、同項の規定にかかわ

らず、確認記録に記録しないことができる。

3 特定事業者は、第一項第二十号から第二十四号まで及び第二十六号から第二十九号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、特定事業者は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。

（確認記録の保存期間の起算日）

第二十一条 法第六条第二項に規定する主務省令で定める日は、取引終了日及び取引時確認済みの取引に係る取引終了日のうち後に到来する日とする。

2 前項に規定する「取引終了日」とは、次の各号に掲げる確認記録を作成した特定取引等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 令第七条第一項第一号イからへまで、チからヌまで、ル（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、ワ（代理又は媒介を除く。）、カ（媒介を除く。）、ヨ、タ、ツ、ナ、ム、ヰ、オ若しくはコからサまでに掲げる取引、同項第二号、第三号、第四号イ若しくはロ、第六号若しくは第七号に定める取引又は令第九条に規定する取引 当該取引に係る契約が終了した日

二 前号に掲げる取引以外の取引 当該取引が行われた日

3 第一項に規定する「取引時確認済みの取引に係る取引終了日」とは、法第四条第三項の規定により同条第一項の規定を適用しないこととされる取引があった場合において、前項の規定中「確認記録を作成した特定取引等」とあるのを「取引時確認済みの顧客等との特定取引等」と読み替えて同項の規定を適用したときにおける同項に定める日とする。

（取引記録等の作成・保存義務の対象から除外される取引等）

第二十二条 令第十五条第一項第四号に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げるものとする。

一 自動預払機その他これに準ずる機械を通じてされる顧客等と他の特定事業者との間の取引（為替取引のために当該他の特定事業者が行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻しを除く。）

二 保険契約又は共済に係る契約に基づき一定金額の保険料又は共済掛金を定期的に収受する取引

三 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第二条第一項に規定する当せん金付証票又はスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第二条に規定するスポーツ振興投票券の販売及び当該当せん金付証票に係る当せん金品又は当該スポーツ振興投票券に係る払戻金であって二百万円以下のものの交付

四 その代金の額が二百万円を超える法第二条第二項第四十三号に規定する貴金属等の売買のうち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの

五 法第二条第二項第四十四号に規定する業務で現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係るもの以外のものに係る取引

2 令第十五条第二項第二号に規定する主務省令で定める特定受任行為の代理等は、任意後見契約

に関する法律第二条第四号に規定する任意後見人の事務として行う特定受任行為の代理等とする。

(取引記録等の作成方法)

第二十三条 法第七条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

(取引記録等の記録事項)

第二十四条 法第七条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 口座番号その他の顧客等の確認記録を検索するための事項（確認記録がない場合にあつては、氏名その他の顧客等又は取引若しくは特定受任行為の代理等を特定するに足りる事項）
- 二 取引又は特定受任行為の代理等の日付
- 三 取引又は特定受任行為の代理等の種類
- 四 取引又は特定受任行為の代理等に係る財産の価額
- 五 財産移転（令第十五条第一項第一号に規定する財産移転をいう。）を伴う取引又は特定受任行為の代理等にあつては、当該取引又は特定受任行為の代理等及び当該財産移転に係る移転元又は移転先（当該特定事業者が行う取引又は特定受任行為の代理等が当該財産移転に係る取引、行為又は手続の一部分である場合は、それを行った際に知り得た限度において最初の移転元又は最後の移転先をいう。以下この条において同じ。）の名義その他の当該財産移転に係る移転元又は移転先を特定するに足りる事項
- 六～九 省略

(届出様式等)

第二十五条 令第十六条第一項の規定による届出をしようとする特定事業者は、別記様式第一号から第三号までの届出書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項に規定する届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第四号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

(法第八条第三項に規定する主務省令で定める項目)

第二十六条 法第八条第三項に規定する主務省令で定める項目は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める項目とする。

- 一 法第二条第二項第一号から第四十四号までに掲げる特定事業者 次に掲げる項目
 - イ 法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が他の顧客等との間で通常行う特定業務に係る取引の態様との比較
 - ロ 法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が当該顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様との比較
 - ハ 法第八条第一項の取引の態様と当該取引に係る取引時確認の結果その他特定事業者が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性

- 二 法第二条第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者 次に掲げる項目
- イ 法第八条第二項の特定受任行為の代理等の態様と特定事業者が他の顧客等のために通常行う特定受任行為の代理等の態様との比較
- ロ 法第八条第二項の特定受任行為の代理等の態様と特定事業者が当該顧客等のために行った他の特定受任行為の代理等の態様との比較
- ハ 法第八条第二項の特定受任行為の代理等の態様と当該特定受任行為の代理等に係る取引に係る取引時確認の結果その他特定事業者が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性

(法第八条第三項に規定する主務省令で定める方法)

第二十七条 法第八条第三項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 法第二条第二項第一号から第四十四号までに掲げる特定事業者 次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める方法

イ 特定業務に係る取引（ロ及びハに掲げる取引を除く。） 前条第一号に規定する項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

ロ 既に確認記録又は法第七条第一項に規定する記録（以下ロにおいて「取引記録」という。）を作成し、及び保存している顧客等（ハにおいて「既存顧客」という。）との間で行った特定業務に係る取引（ハに掲げる取引を除く。） 当該顧客等の確認記録、当該顧客等に係る取引記録、第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる措置により得た情報その他の当該取引に関する情報を精査し、かつ、前条第一号に規定する項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

ハ 特定業務に係る取引のうち、法第四条第二項前段に規定するもの若しくは第五条に規定するもの又はこれら以外のもので法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書（以下単に「犯罪収益移転危険度調査書」という。）において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客等との間で行うものその他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの イに定める方法（既存顧客との間で行った取引にあつては、ロに定める方法）及び顧客等又は代表者等に対する質問その他の当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査を行った上で、法第十一条第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者に当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認させる方法

二 法第二条第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者 次のイからハまでに掲げる特定受任行為の代理等の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める方法

イ 特定受任行為の代理等（ロ及びハに掲げる特定受任行為の代理等を除く。） 前条第二号に規定する項目に従って当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

ロ 既に確認記録又は法第七条第二項に規定する記録（以下ロにおいて「特定代理等記録」という。）を作成し、及び保存している顧客等（ハにおいて「既存顧客」という。）のために行った特定受任行為の代理等（ハに掲げる特定受任行為の代理等を除く。） 当該顧客等の確認記録、当該顧客等に係る特定代理等記録、第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる措置により得た情報その他の当該特定受任行為の代理等に関する情報を精査し、かつ、前条第二号に規定する項目に従って当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

ハ 特定受任行為の代理等のうち、当該特定受任行為の代理等に係る取引が法第四条第二項前段に規定するもの若しくは第五条に規定するもの又はこれら以外のもので犯罪収益移転危険度調査書において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客等との間で行うものその他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるものイに定める方法（既存顧客のために行った特定受任行為の代理等にあつては、ロに定める方法）及び顧客等又は代表者等に対する質問その他の当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査を行った上で、法第十一条第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者に当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認させる方法

2 法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者に対する前項第一号ハの規定の適用については、同号ハ中「法第十一条第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者」とあるのは、「特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第百三条第一項第二号の規定により選任した統括管理する者」とする。

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第三十二条 法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一 自らが行う取引又は特定受任行為の代理等（新たな技術を活用して行うものその他新たな態様によるものを含む。）について調査し、及び分析し、並びに当該取引又は特定受任行為の代理等による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下この項において「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること。

二 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、取引時確認等の措置（法第十一条に規定する取引時確認等の措置をいう。以下この条において同じ。）を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

三 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、確認記録及び取引記録等を継続的に精査すること。

四 顧客等との取引又は顧客等のために行う特定受任行為の代理等が第二十七条第一項第一号ハに規定する取引又は同項第二号ハに規定する特定受任行為の代理等に該当する場合には、当該取引又は特定受任行為の代理等を行うに際して、当該取引又は特定受任行為の代理等の任に当たっている職員に当該取引又は特定受任行為の代理等を行うことについて法第十一条第三号の規定により選任した者の承認を受けさせること。

五 前号に規定する取引又は特定受任行為の代理等について、第二号に規定するところにより情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。

六 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を特定業務に従事する職員として採用するために必要な措置を講ずること。

七 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること。

2～8 省略

行政書士のための 犯罪収益移転防止法 取引時確認等ハンドブック

平成 20 年 12 月発行

平成 29 年 3 月改訂

令和 6 年 11 月改訂

発行人 日本行政書士会連合会
編集人 日本行政書士会連合会総務部

* 禁無断転載

非売品

05140115